

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市の平成27年～令和元年の人口及び世帯数の推移は表3.2-1に示すとおりであり、過去5年間の人口推移を見ると、いずれの市も減少傾向にある。

令和元年10月1日での人口は、阿久根市が19,461人、薩摩川内市が93,009人、いちき串木野市が27,644人、日置市が47,325人となっている。

表3.2-1 人口及び世帯数の推移

各年10月1日現在

市 町	項 目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
阿久根市	世 帯 数	9,196	9,123	9,038	8,911	8,841	
	人 口	男 女 計	21,198	20,826	20,341	19,904	19,461
		男	9,922	9,758	9,542	9,370	9,176
		女	11,276	11,068	10,799	10,534	10,285
	1世帯当りの人員	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	
薩摩川内市	世 帯 数	40,686	40,775	40,765	40,945	40,927	
	人 口	男 女 計	96,076	95,496	94,622	93,927	93,009
		男	45,926	45,753	45,360	45,111	44,735
		女	50,150	49,743	49,262	48,816	48,274
	1世帯当りの人員	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	
いちき 串木野市	世 帯 数	12,159	12,140	12,073	12,000	11,965	
	人 口	男 女 計	29,282	28,863	28,361	28,032	27,644
		男	13,609	13,404	13,169	13,031	12,826
		女	15,673	15,459	15,192	15,001	14,818
	1世帯当りの人員	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	
日置市	世 帯 数	19,649	19,723	19,627	19,580	19,586	
	人 口	男 女 計	49,249	48,933	48,423	47,912	47,325
		男	23,063	22,947	22,756	22,528	22,286
		女	26,186	25,986	25,667	25,384	25,039
	1世帯当りの人員	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	

「鹿児島県統計情報（人口・世帯）」（鹿児島県HP、令和3年1月閲覧）より作成

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市の平成27年における産業別就業者数は、表3.2-2に示すとおりであり、いずれの市も第3次産業の就業者数が多く、大分類別では阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市では2次産業の製造業の占める割合が、日置市では第3次産業の医療及び福祉の占める割合が多い。

表3.2-2(1) 産業別就業者数（平成27年）

部門	大分類	阿久根市		薩摩川内市	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	1,127	11.4	2,472	5.5
	漁業	294	3.0	331	0.7
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	23	0.1
	建設業	720	7.3	4,907	10.9
	製造業	1,851	18.7	7,959	17.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	24	0.2	688	1.5
	情報通信業	14	0.1	154	0.3
	運輸業、郵便業	363	3.7	1,551	3.5
	卸売業、小売業	1,409	14.2	6,249	13.9
	金融業、保険業	117	1.2	640	1.4
	不動産業、物品賃貸業	82	0.8	398	0.9
	学術研究、専門・技術サービス業	144	1.5	755	1.7
	宿泊業、飲食サービス業	481	4.9	2,530	5.6
	生活関連サービス業、娯楽業	316	3.2	1,479	3.3
	教育、学習支援業	309	3.1	1,716	3.8
	医療、福祉	1,614	16.3	7,412	16.5
	複合サービス事業	180	1.8	571	1.3
	サービス業（他に分類不能）	393	4.0	2,231	5.0
公務（他に分類されるものを除く）	422	4.3	2,267	5.0	
分類不能の産業		30	0.3	559	1.2
	総数	9,892	100	44,892	100

注) 総数は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないこともある。

「都道府県・市町村別統計表（男女別人口、年齢3区分・割合、就業者、昼間人口など）」
（総務省、平成27年）より作成

表3.2-2(2) 産業別就業者数（平成27年）

部門	大分類	いちき串木野市		日置市	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	622	4.7	1,259	5.8
	漁業	152	1.1	99	0.5
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	22	0.2	7	0.0
	建設業	1,264	9.5	2,116	9.8
	製造業	2,442	18.4	3,085	14.2
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	34	0.3	71	0.3
	情報通信業	53	0.4	162	0.7
	運輸業、郵便業	650	4.9	908	4.2
	卸売業、小売業	1,969	14.8	3,406	15.7
	金融業、保険業	178	1.3	318	1.5
	不動産業、物品賃貸業	99	0.7	244	1.1
	学術研究、専門・技術サービス業	243	1.8	431	2.0
	宿泊業、飲食サービス業	780	5.9	1,135	5.2
	生活関連サービス業、娯楽業	540	4.1	821	3.8
	教育、学習支援業	501	3.8	1,301	6.0
	医療、福祉	2,317	17.4	3,885	17.9
	複合サービス事業	205	1.5	357	1.6
	サービス業（他に分類不能）	603	4.5	1,031	4.8
	公務（他に分類されるものを除く）	585	4.4	993	4.6
分類不能の産業		30	0.2	54	0.2
総数		13,289	100	21,683	100

注) 総数は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないこともある。

「都道府県・市町村別統計表（男女別人口、年齢3区分・割合、就業者、昼間人口など）」
（総務省、平成27年）より作成

② 生産量及び生産額

イ. 農業

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市における平成30年の農業産出額は、表3.2-3に示すとおりであり、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市では肉用牛の産出額が多く、日置市では鶏の産出額が多い。

表3.2-3 農業産出額（平成30年）

単位：1,000万円

種別		阿久根市	薩摩川内市	いちき 串木野市	日置市
耕 種	米	29	201	30	105
	麦類	—	×	—	×
	雑穀	—	0	0	1
	豆類	0	0	0	1
	いも類	23	2	3	33
	野菜	72	118	26	138
	果実	71	50	29	28
	花き	3	7	4	15
	工芸農作物	1	27	1	61
	茶	×	25	1	54
	その他作物	2	×	1	×
	小計（ア）	201	409	93	386
畜 産	肉用牛	142	401	211	180
	乳用牛	7	10	—	43
	生乳	×	8	—	38
	豚	62	28	×	25
	鶏	68	216	48	271
	鶏卵	68	6	47	1
	ブロイラー	—	210	×	270
その他畜産物	—	0	×	—	
小計（イ）	279	655	262	519	
加工農産物（ウ）		0	14	0	31
農業産出額 合計（ア＋イ＋ウ）		480	1,078	355	935

注) 1. 数値については表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

2. 「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

「市町村別農業産出額（推計）2018年」（農林水産省、平成31年）より作成

ロ. 林業

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市における令和2年度の所有形態別林野面積は、表3.2-4に示すとおりであり、いずれの市も私有林が多い。

表3.2-4 所有形態別林野面積（令和2年度）

単位：ha

区分		阿久根市	薩摩川内市	いちき串木野市	日置市
森林面積		8,171	47,037	6,897	14,983
国有林		1,448	4,000	1,260	1,955
民有林	県有林	19	413	4	71
	市有林	663	8,171	186	529
	私有林	6,041	34,453	5,446	12,428

「令和2年度度森林・林業統計」（鹿児島県、令和2年）より作成

ハ. 水産業

川内川における令和元年の内水面漁業の種別水揚高及び金額は、表3.2-5に示すとおりであり、水揚高はかに、金額はしらすうなぎが多い。

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市における平成30年の海面漁業の種類別漁獲量は表3.2-6に示すとおりであり、阿久根市はその他の網漁業、薩摩川内市が刺網漁、いちき串木野市と日置市が船びき網漁の漁獲量が多い。

表3.2-5 内水面漁業の種別水揚高及び金額（平成30年度）

単位：kg、千円

種別	水揚高	金額	種別	水揚高	金額
しらすうなぎ	11	10,187	このしろ	200	20
こい	172	82	せいご	26	26
ぼら	59	13	あゆ	1,896	4,076
ちぬ	100	15	かに	4,147	5,080
ふな	48	19	えび	348	835
うなぎ	779	3,038	しじみ	200	40
いのこ	100	15	その他	748	246
すずき	48	96	計	8,882	23,788

「統計さつませんたい 令和元年度版」（薩摩川内市、令和2年）より作成

表3.2-6 海面漁業の種類別漁獲量（平成30年）

単位：t

漁業種類		阿久根市	薩摩川内市	いちき串木野市	日置市	
底びき網	遠洋底びき網	—	—	—	—	
	以西底びき網	—	—	—	—	
	沖合底びき網	—	—	—	—	
	小型底びき網	111	52	3	54	
船びき網		73	314	686	949	
まき網	大中型まき網	—	—	—	—	
	中・小型まき網	×	×	—	—	
刺網		123	550	16	32	
敷網		—	—	—	—	
大型定置網		—	178	—	—	
その他の網漁業		1,615	—	—	×	
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	—	—	—	
		近海まぐろはえ縄	—	—	—	
		沿岸まぐろはえ縄	—	—	—	
	その他のはえ縄		5	—	11	
はえ縄以外の釣	かつお一本釣		—	—	—	—
	いか釣		5	1	×	—
	ひき縄釣		—	38	—	13
	その他の釣		59	69	36	7
採貝・採藻		2	1	—	—	
その他の漁業		140	54	×	×	
漁獲量総計		10,643	1,332	14,599	1,067	

注) 表中の「—」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

「海面漁業生産統計調査 平成30年産市町村別データ」（農林水産省、令和元年）より作成

二. 商業

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市における平成28年の年間商品販売額は、表3.2-7に示すとおりであり、阿久根市が549億円、薩摩川内市が2,401億円、いちき串木野市が509億円、日置市が920億円となっている。

表3.2-7 年間商品販売額（平成28年）

産業分類	内 容	阿久根市	薩摩川内市	いちき 串木野市	日置市
卸売業	事業所数	259	1,009	317	464
	従業者数（人）	1,426	6,118	1,564	2,862
	年間商品販売額（百万円）	30,365	151,618	29,934	54,278
小売業	事業所数	214	838	267	408
	従業者数（人）	1,216	4,974	1,310	2,507
	年間商品販売額（百万円）	24,560	88,508	20,992	37,747
合計	事業所数	473	1,847	584	872
	従業者数（人）	2,642	11,092	2,874	5,369
	年間商品販売額（百万円）	54,925	240,126	50,926	92,025

「平成28年 経済センサス-活動調査結果」（経済産業省、平成28年）より作成

ホ. 工業

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市における平成28年の年間製造業品出荷額は、表3.2-8に示すとおりであり、阿久根市が436億円、薩摩川内市が1,912億円、いちき串木野市が672億円、日置市が462億円となっている。

表3.2-8 年間製造品出荷額（平成28年）

単位：百万円

産業分類	阿久根市	薩摩川内市	いちき串木野市	日置市
食料品製造業	37,845	16,280	39,381	12,136
飲料・たばこ・飼料製造業	909	5,527	15,212	9,822
繊維工業	×	194	×	146
木材・木製品製造業（家具を除く）	×	1,899	×	×
家具・装備品製造業	—	×	×	266
パルプ・紙・紙加工品製造業	—	28,029	×	×
印刷・同関連業	×	753	—	×
化学工業	—	1,953	—	—
石油製品・石炭製品製造業	—	×	—	×
ゴム製品製造業	—	—	×	—
プラスチック製品製造業	—	1,146	—	—
窯業・土石製品製造業	×	115,213	1,048	1,532
鉄鋼業	—	×	—	×
非鉄金属製造業	—	—	×	—
金属製品製造業	1,568	8,282	859	1,938
はん用機械器具製造業	—	1,613	—	—
生産用機械器具製造業	×	4,209	×	4,275
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1,099	3,912	—	×
電気機械器具製造業	—	1,089	—	2,180
輸送用機械器具製造業	—	—	2,339	—
その他の製造業	—	765	—	×
製造業計	43,620	191,287	67,275	46,265

注) 表中の「—」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

「平成28年経済センサス-活動調査結果(製造業)」(経済産業省、令和元年)より作成

3.2.2 土地利用の状況

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市における土地利用の状況は、表3.2-9に示すとおりであり、いずれの市も山林の比率が最も多く、次いでその他となっている。「国土数値情報土地利用細分メッシュ」に基づく土地利用図は図3.2-1に示すとおりである。

表3.2-9 土地利用の状況

土地の地目		阿久根市 (平成31年)	薩摩川内市 (令和元年)	いちき串木野市 (令和元年)	日置市 (平成30年)
総面積 (km ²)		134.28	682.92	112.3	253.01
田	面積 (km ²)	6.99	44.99	7.17	19.12
	比率 (%)	5.21	6.59	6.38	7.56
畑	面積 (km ²)	17.82	34.53	8.76	26.01
	比率 (%)	13.27	5.06	7.80	10.28
宅地	面積 (km ²)	6.01	26.68	6.34	15.23
	比率 (%)	4.48	3.91	5.65	6.02
山林	面積 (km ²)	51.05	325.28	53.69	130.99
	比率 (%)	38.02	47.63	47.81	51.77
原野	面積 (km ²)	8.24	61.48	—	—
	比率 (%)	6.14	9.00	—	—
雑種地	面積 (km ²)	2.11	15.97	—	—
	比率 (%)	1.57	2.34	—	—
その他	面積 (km ²)	42.06	173.98	36.34	61.66
	比率 (%)	31.32	25.48	32.36	24.37

注) 1. 各市の面積は1月1日現在、「—」は該当数字がないものである。

2. いちき串木野市：山林に原野も含む

「令和元年度版 統計あくね」（阿久根市、令和2年）

「統計さつませんたい 令和元年度版」（薩摩川内市、令和元年）

「統計いちき串木野—令和2年度版—」（いちき串木野市、令和2年）

「平成30年 日置市の統計」（日置市、令和元年）より作成

事業実施想定区域周辺には、図3.2-2及び図3.2-3に示すとおり国有林、地域森林計画対象民有林、農業地域、農用地区域等がある。

用途地域の指定状況は図3.2-4のとおりであり、4市の沿岸部は、阿久根市では準工業地域、第一種住居地域、薩摩川内市では工業地域、準工業地域、工業専用地域、いちき串木野市では第一種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域に指定されており、日置市の沿岸部では用途地域の指定はない。

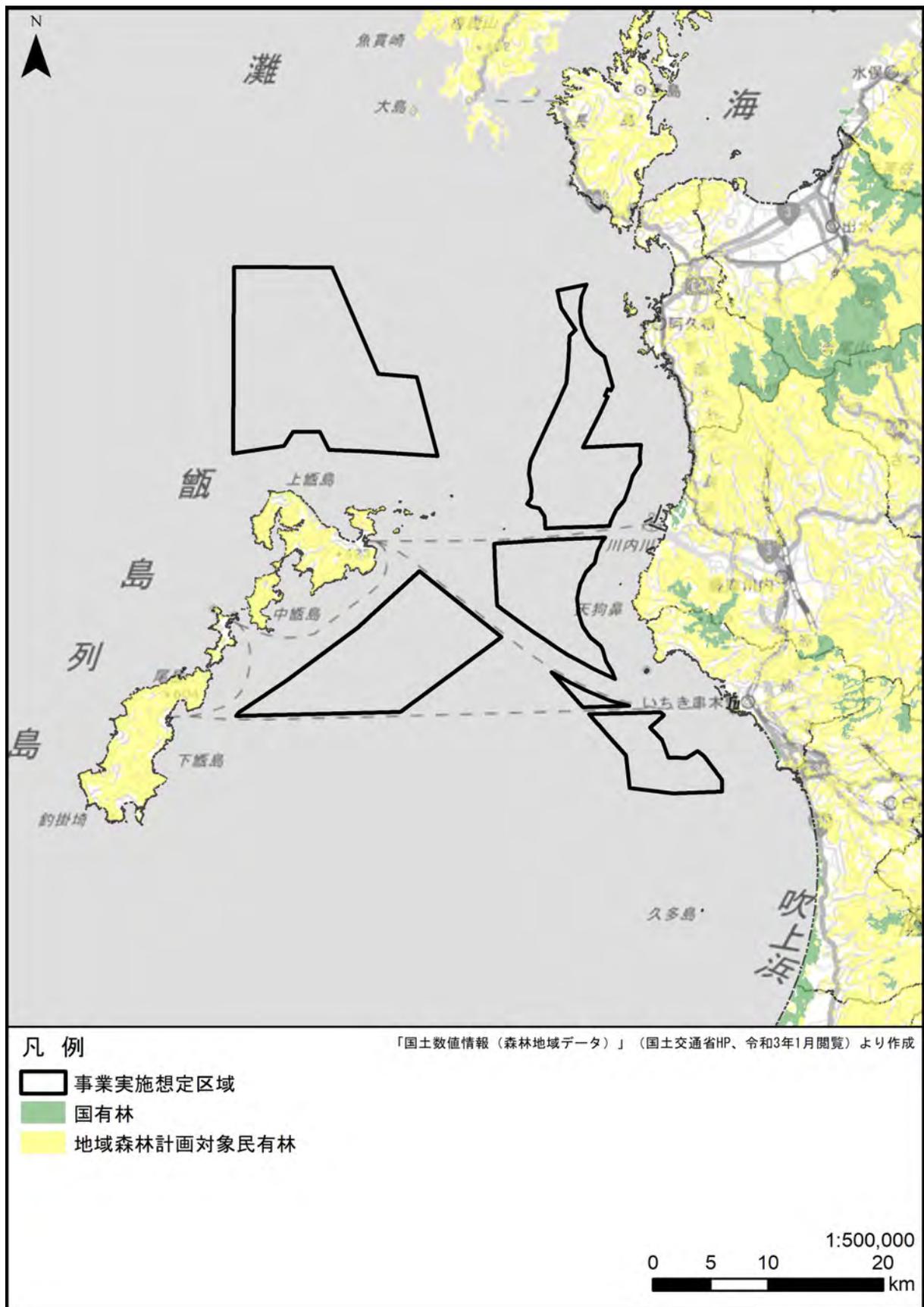


図3.2-2 国有林

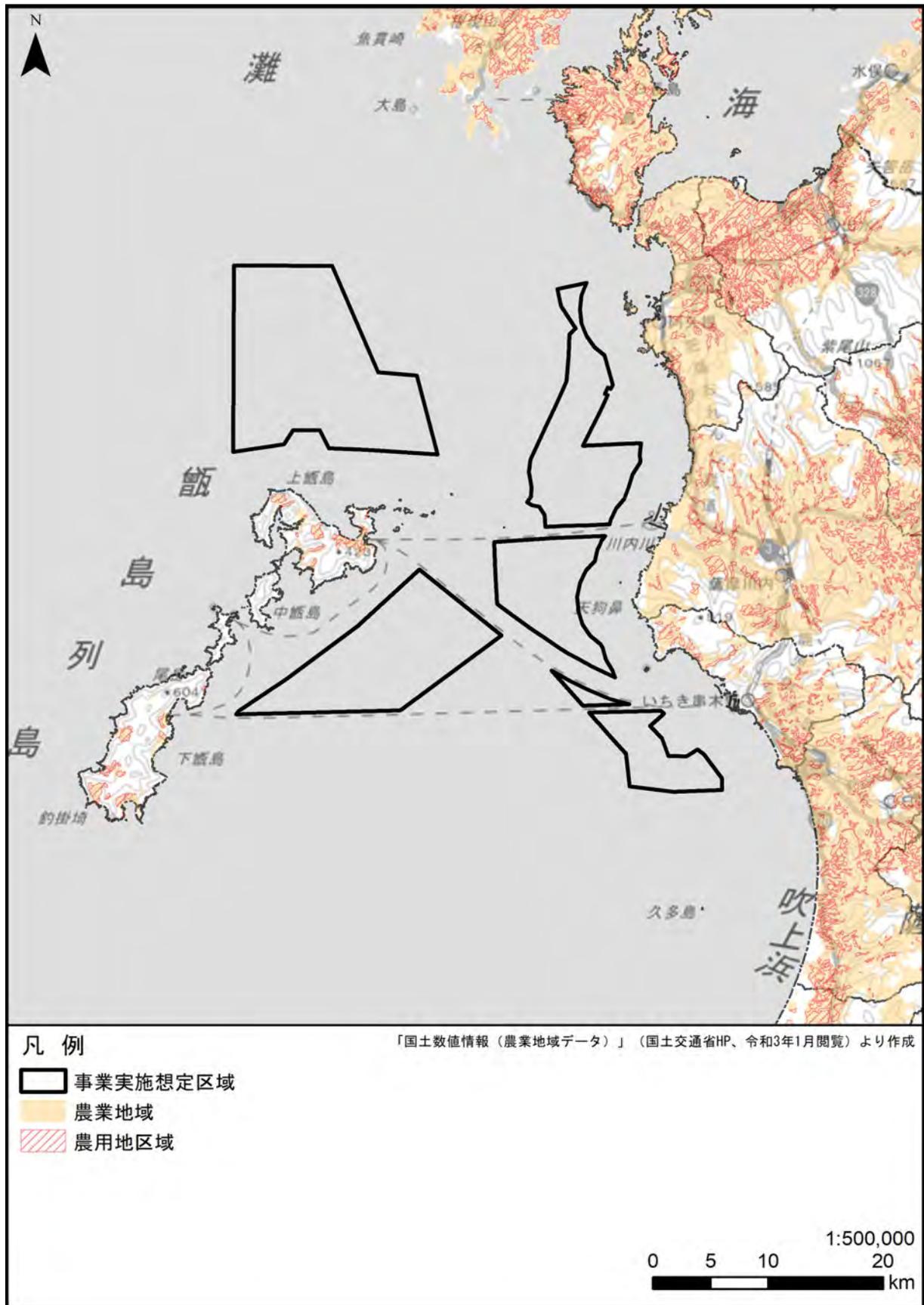


図3.2-3 農業地域

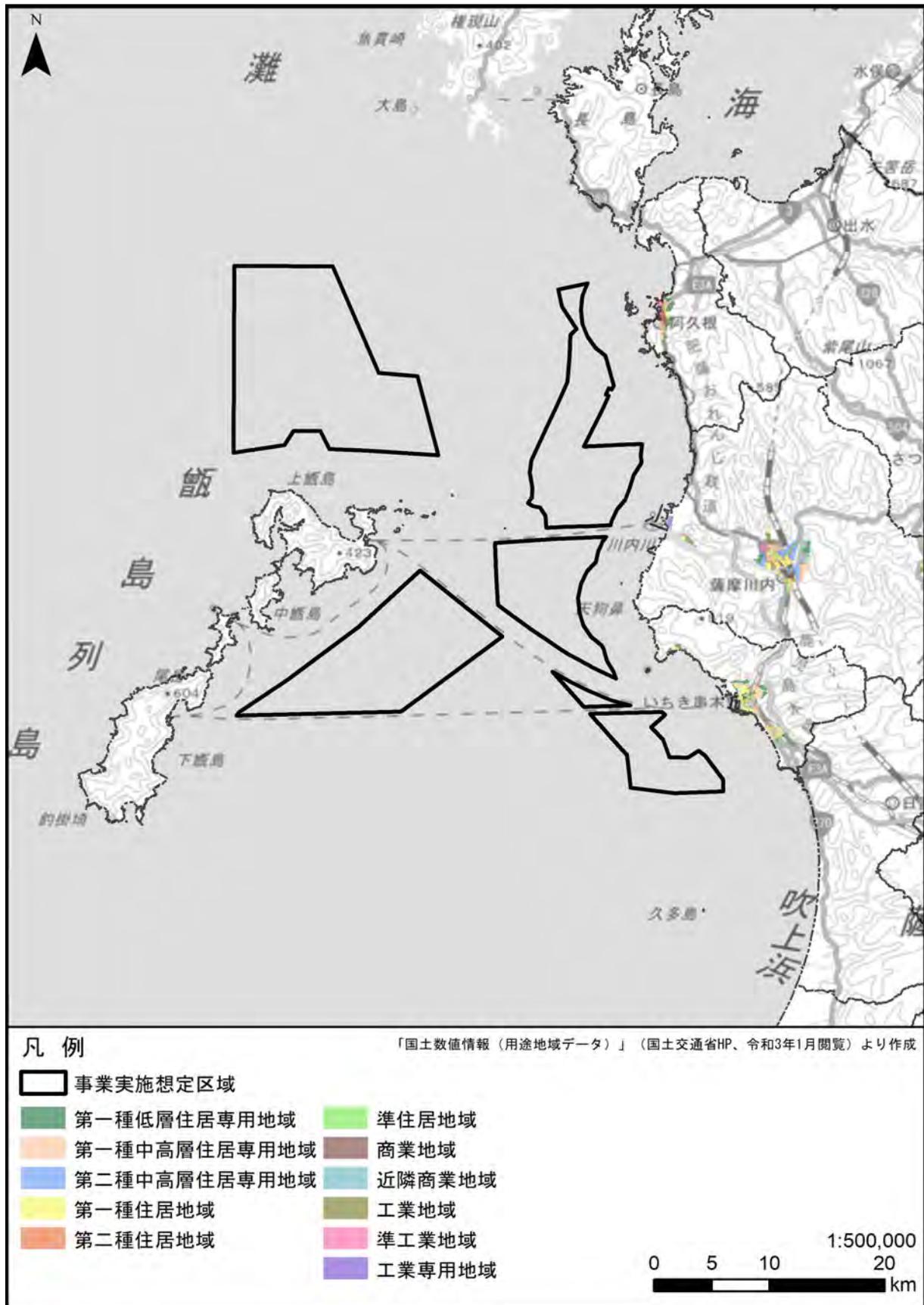


図3.2-4 用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼、ため池及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

① 水道の整備状況

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市における水道の整備状況は表3.2-10に示すとおりである。

表3.2-10 水道の整備状況

市	区分	箇所数	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)	
阿久根市	合計	5	27,200	19,935	97.9	
	上水道	1	18,500	13,255		
	簡易水道	4	8,700	6,680		
	専用水道	自己水源	0	0		0
		その他	0	0		0
薩摩川内市	合計	17	94,195	92,265	97.4	
	上水道	1	89,000	87,706		
	簡易水道	2	4,940	4,304		
	専用水道	自己水源	12	255		255
		その他	2	0		0
いちき串木野市	合計	4	30,850	27,663	99.4	
	上水道	2	28,200	27,215		
	簡易水道	0	0	0		
	専用水道	自己水源	2	2,650		448
		その他	0	0		0
日置市	合計	8	49,405	46,135	95.8	
	上水道	2	47,400	46,112		
	簡易水道	0	0	0		
	専用水道	自己水源	6	2,005		23
		その他	0	0		0

「令和元年度版鹿児島県の水道（平成30年度水道統計調査）」（鹿児島県、令和元年）より作成

② 漁業区域の状況

事業実施想定区域周辺における漁業権（内水面）は、表3.2-11、表3.2-12及び図3.2-5に示すとおりであり、高松川、川内川の本川及び支川に設定されている。

表3.2-11 河川における漁業権の設定状況

河川名	漁業権者の名称	漁業権の免許番号
高松川	高松川漁業協同組合	鹿内共第3号
川内川	川内川漁業協同組合	鹿内共第4号、鹿内共第5号
	川内市内水面漁業協同組合	鹿内共第4号、鹿内共第5号、鹿内共第7号

注) 漁業権の免許番号の「鹿内共第5号」は、川内川の上流地域での漁業権である。
鹿児島県公報 第2910の4（鹿児島県、平成25年）より作成

表3.2-12 内水面共同漁業権の設定状況

漁場番号	漁業権類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係区域
鹿内共第3号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁	1月1日～ 12月31日	阿久根市の高松川本流及び支流	基点1と基点2を結んだ線より上流の高松川本流及び支流のうち山下川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。	なし	阿久根市
鹿内共第4号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業 てながえび漁業	1月1日～ 12月31日	薩摩川内市、薩摩郡さつま町の川内川本流及び支流	基点1と点aを結んだ線から基点2と基点3を結んだ線までの川内川本流及び支流のうち高城川、麦之浦川、長尾川、平良川、隈之城川、平佐川、倉浦川、八間川、小倉川、田海川、樋渡川、岩切川、山田川、樋脇川、市比野川、後川内川、倉野川、久富木川、大山口川、五反田川、泊野川、海老川、夜星川、大薄川、中間川、穴川、大王川、南方川、南川、前川、浦川内川、柳野川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。	なし	薩摩川内市の旧川内市、旧薩摩郡東郷町、旧薩摩郡樋脇町、旧薩摩郡入来町、旧薩摩郡祁及町、旧薩摩郡さつま町の区域
鹿内共第7号	第1種共同漁業	しじみ漁業 はまぐり漁業	1月1日～ 12月31日	薩摩川内市の川内川本流及び支流	基点1と点aを結んだ線から基点2と基点3を結んだ線までの川内川本流及び支流のうち高城川、平良川、隈之城川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。	なし	薩摩川内市の旧川内市の区域

注) 第1種：藻類、貝類等定着性のものを目的とする漁業。

第5種：内水面（河川・湖沼）で営む漁業。

「鹿児島県公報 第2910の4」（鹿児島県、平成25年）より作成

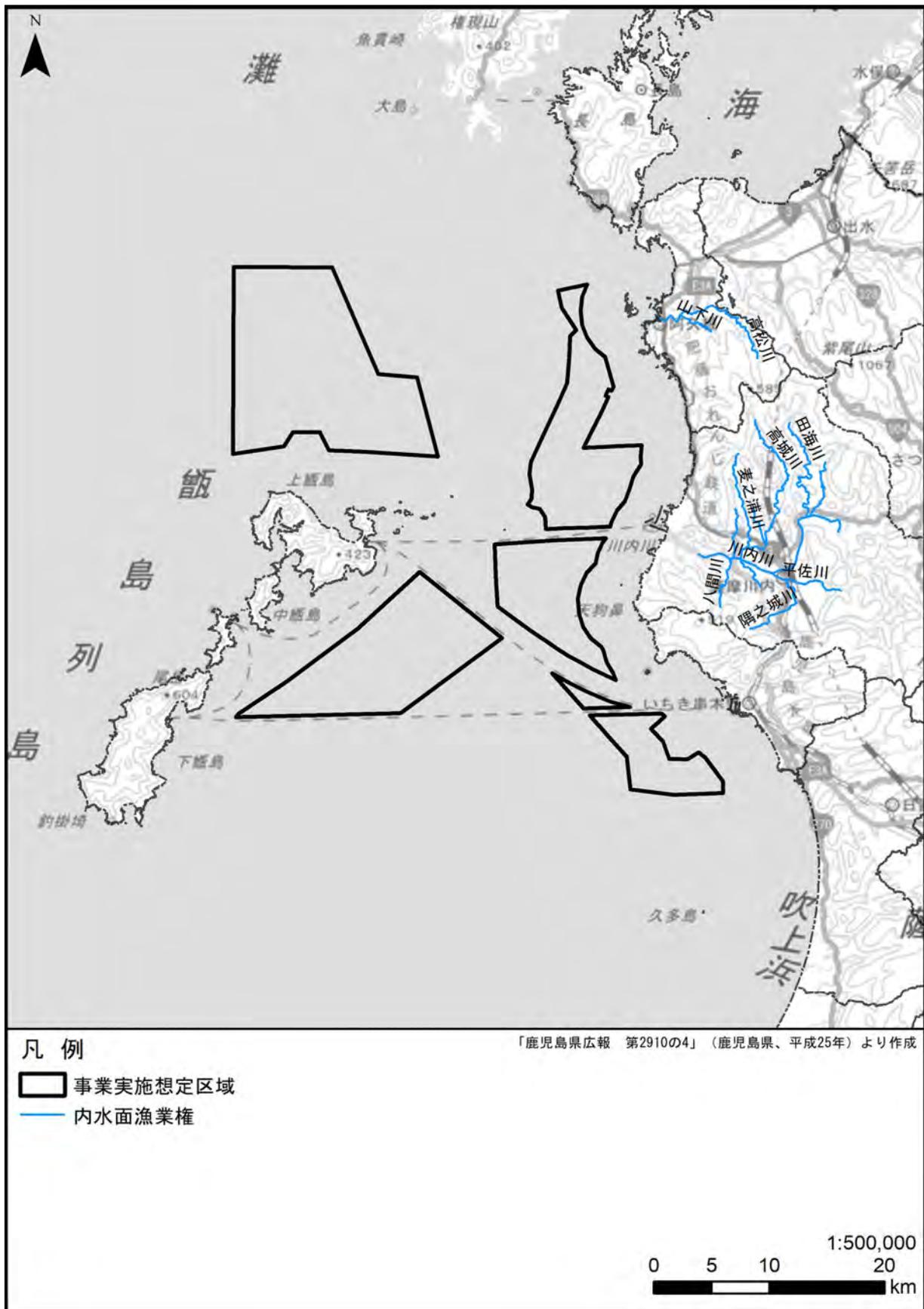


図3.2-5 内水面共同漁業権の設定河川

(2) 海域の利用状況

① 港湾の状況

事業実施想定区域及びその周辺において、港湾法（昭和25年法律218号）で指定される港湾区域は、表3.2-13及び図3.2-6のとおりである。

表3.2-13 港湾区域の一覧

市名	港湾区域
阿久根市	黒之浜港、高之口港
薩摩川内市	川内港、西方港、里港、長浜港、桑之浦港、江石港
いちき串木野市	串木野新港

「所管別・管理者別港湾一覧表」（鹿児島県HP、令和3年1月閲覧）より作成

② 漁港の状況

事業実施想定区域及び周辺において、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）で指定される漁港区域は、表3.2-14及び図3.2-6のとおりである。

表3.2-14 漁港区域の一覧

漁港指定	漁港区域名
第1種	里漁港、小島漁港、芦浜漁港、瀬々野浦漁港、片野浦漁港、青瀬漁港、脇本漁港、佐潟漁港、牛之浜漁港、唐浜漁港、寄田漁港、土川漁港、市来漁港、吹上漁港
第2種	平良漁港、蘭牟田漁港、羽島漁港、戸崎漁港、江口漁港
第3種	阿久根漁港、串木野漁港
第4種	中甕漁港、手打漁港

注) 第1種：その利用が地元の漁業を主とするもの。

第2種：その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの。

「漁港一覧」（水産庁HP、令和3年1月閲覧）より作成

③ 漁業区域の状況

事業実施想定区域及びその周辺の海域には「漁業法」（昭和24年法律267号）及び「水産資源保護法」（昭和26年法律第313号）に基づく海面漁業権が表3.2-15及び図3.2-7のとおり設定されている。

表3.2-15(1) 海面漁業権の内容

免許番号	種類	漁業種類
鹿共第4号	第1種共同漁業	わかめ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、とさかのり漁業、みりん漁業、ふのり漁業、あわび漁業、ばい漁業、さざえ漁業、ぎんたかはま漁業、まがきがい漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業、雑魚狩刺網漁業、雑魚かご網漁業、小型定置網漁業
鹿共第5号	第1種共同漁業	わかめ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、とさかのり漁業、みりん漁業、ふのり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ぎんたかはま漁業、まがきがい漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業、雑魚狩刺網漁業、雑魚かご網漁業
鹿共第6号	第1種共同漁業	わかめ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、とさかのり漁業、みりん漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ぎんたかはま漁業、まがきがい漁業、なまこ漁業、うに漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業、雑魚狩刺網漁業、雑魚かご網漁業
鹿共第7号	第1種共同漁業	わかめ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、とさかのり漁業、みりん漁業、ふのり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ぎんたかはま漁業、まがきがい漁業、なまこ漁業、うに漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業、雑魚狩刺網漁業、雑魚かご網漁業、小型定置網漁業
鹿共第8号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業
鹿共第9号	第1種共同漁業	わかめ漁業、ひじき漁業、はまぐり漁業、ばかがい漁業、つきひががい漁業、ばい漁業、さざえ漁業、あわび漁業、ぎんたかはま漁業、まがきがい漁業、からすがい漁業、うに漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業、雑魚かご網漁業、小型定置網漁業
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業
鹿共第10号	第1種共同漁業	はまぐり漁業、おきあさり漁業、しじみ漁業
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業
鹿共第11号	第1種共同漁業	ふのり漁業、てんぐさ漁業、とさかのり漁業、たかせががい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、うに漁業、いせえび漁業
鹿共第11号	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業、雑魚狩刺網漁業、きびなご建網漁業、いかかか網漁業、雑魚かご網漁業、雑魚追込網漁業、あさひがにかか網漁業、小型定置網漁業
	第3種共同漁業	たい、かます船びき網漁業
鹿共第12号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業、いわのり漁業、とさかのり漁業、あわび漁業、うに漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業、めじな建干網漁業、雑魚狩刺網漁業、いかかか網漁業、あさひがにかか網漁業、雑魚追込網漁業、雑魚かご網漁業、小型定置網漁業
鹿共第13号	第1種共同漁業	ふのり漁業、とさかのり漁業、てんぐさ漁業、きりんさい漁業、たかせががい漁業、あなご漁業、あわび漁業、くぼががい漁業、くまのこががい漁業、うに漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業、きびなご建網漁業、ぶり建網漁業、めじな建干網漁業、きびなご狩刺網漁業、雑魚狩刺網漁業、雑魚追込網漁業、あさひがにかか網漁業、雑魚かご網漁業、小型定置網漁業
	第3種共同漁業	かます船びき網漁業
鹿共第14号	第1種共同漁業	ふのり漁業、てんぐさ漁業、いわのり漁業、とさかのり漁業、はまぐり漁業、たかせががい漁業、あなご漁業、あわび漁業、くぼががい漁業、くまのこががい漁業、うに漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業、ぶり建網漁業、きびなご建網漁業、雑魚狩刺網漁業、雑魚追込網漁業、かます追込網漁業、あさひがにかか網漁業、雑魚かご網漁業、小型定置網漁業
	第3種共同漁業	きびなご雑魚地びき網漁業、たい地こぎ網漁業

表3.2-15(2) 海面漁業権の内容

免許番号	種類	漁業種類
鹿共第15号	第1種共同漁業	わかめ漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、てんぐさ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たかせがい漁業、うに漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	磯建網漁業、雑魚建網漁業、いか建網漁業、雑魚建干網漁業、雑魚かご網漁業、小型定置網漁業
鹿共第16号	第1種共同漁業	ばい漁業、なまこ漁業、うに漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業、ひらめ建網漁業、雑魚かご網漁業
鹿共第17号	第1種共同漁業	ばい漁業、うに漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業、ひらめ建網漁業、かます寄網漁業、雑魚かご網漁業
鹿共第18号	第1種共同漁業	わかめ漁業、ばかがい漁業、ばい漁業、なまこ漁業、うに漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	たい雑魚建網漁業、いか、こち建網漁業、ひらめ建網漁業、雑魚かご網漁業
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業
鹿共第19号	第1種共同漁業	つきひがい漁業、ばかがい漁業、ばい漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業、雑魚かご網漁業
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業
鹿共第20号	第1種共同漁業	つきひがい漁業、ばかがい漁業、ばい漁業、たこ漁業、いせえび漁業
	第2種共同漁業	あじ底刺網漁業、ひらめ雑魚建網漁業、雑魚かご網漁業
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業、たい地こぎ網漁業
鹿共第501号～523号	第3種共同漁業	つきいそ漁業
鹿共第1001号～1014号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業
鹿共第1004号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業、たい飼付漁業
鹿共第1026号～1056号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業
鹿定第1号～9号	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業
鹿定第10号～13号	定置漁業	雑魚定置
鹿区第6号	第1種区画漁業	真珠養殖業
鹿特区あ(垂)第13号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業
鹿特区の第76号～79号	第1種区画漁業	のり養殖業
鹿特区わ第10号、11号	第1種区画漁業	わかめ養殖業
鹿特区魚第41号、45号、46号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業
鹿特区魚第42号、43号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業
鹿特区魚第44号	第1種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業
鹿特区母(垂)第3号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業

「鹿児島県公報第2910号の4 別冊」(鹿児島県、平成25年5月)
 「鹿児島県公報第3420号の2 別冊」(鹿児島県、平成30年5月)より作成

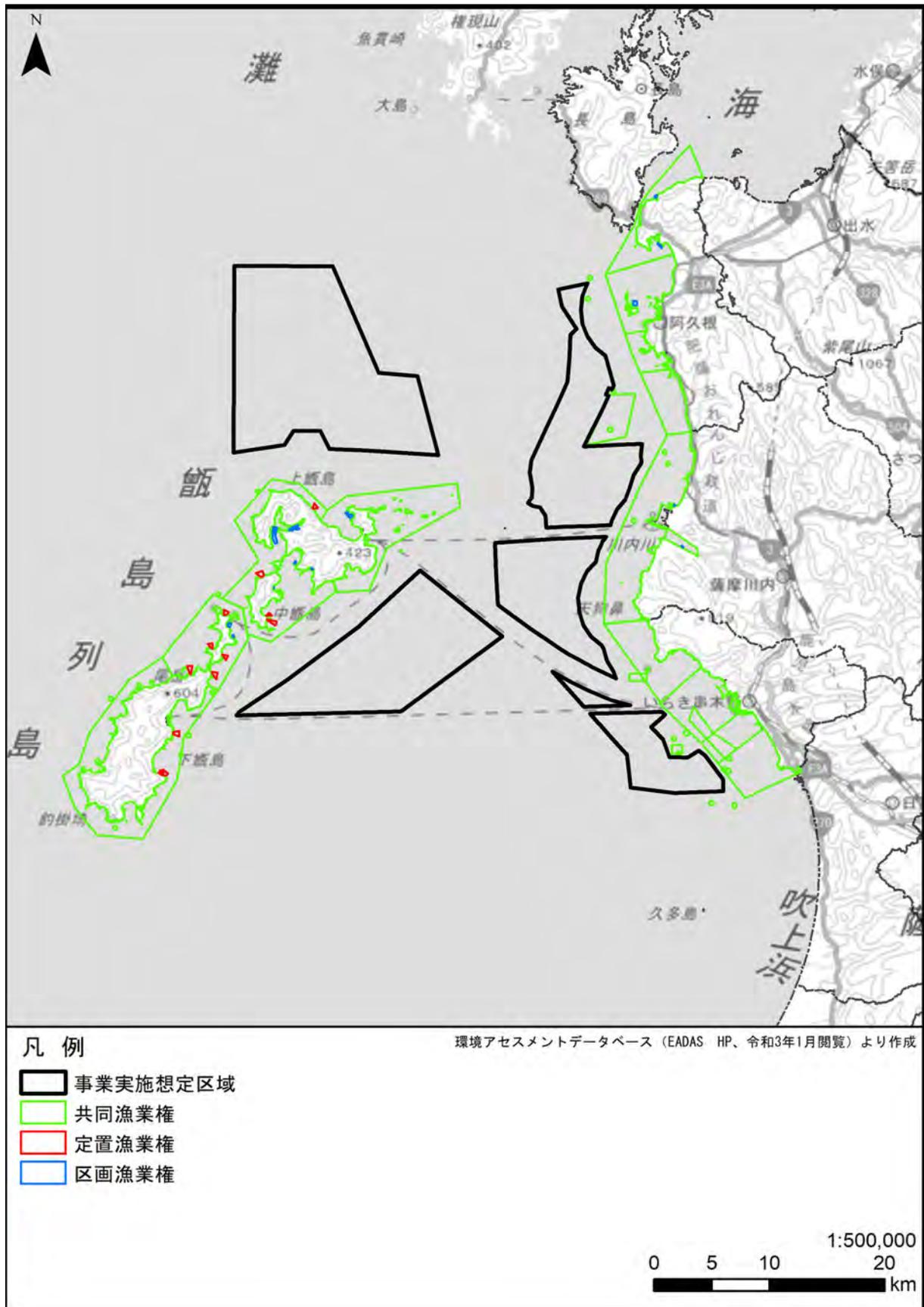


図3.2-7 漁業権の位置

(3) 地下水等の利用状況

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市における地下水等の利用状況は、表3.2-16に示すとおりである。このうち、地下水はいずれの市も主に上水道に利用されている。

表3.2-16 地下水等の利用状況（平成30年度）

単位：千 m^3

水源	阿久根市		薩摩川内市		いちき串木野市		日置市	
	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
地表水	0	307	4,587	399	31	—	0	—
地下水	伏流水	0	0	205	1,208	—	72	—
	浅井戸	2,456	236		286		393	
	深井戸	521	6,146		2,318		4,759	
湧水	0	—	1,982	—	657	—	851	—
その他	—	0	—	0	—	—	—	—
合計	2,977	956	12,951	605	4,500	—	6,075	—

注) 表中の「—」は事実のないものを示す。

「令和元年度版鹿児島県の水道（平成30年度水道統計調査）」（鹿児島県、令和元年）より作成

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

① 道路

事業実施想定区域周辺における主要な道路及び交通量の状況は、表3.2-17及び図3.2-8に示すとおりである。

主要な道路としては、国道3号、国道270号、川内串木野線（県道43号）等がある。

表3.2-17(1) 事業実施想定区域周辺の主要な道路及び交通量の状況

道路種別	路線名	観測地点地名	昼間12時間 自動車類 交通(台)※	昼間12時間 大型車混入 率(%)
一般 国道	一般国道3号	阿久根市折口	12,718	8.8
		阿久根市大川	6,387	18.3
		薩摩川内市水引町	11,151	20
		薩摩川内市上川内町	13,119	10.7
		薩摩川内市大小路町	21,406	4.4
		薩摩川内市中福良町	13,581	6.2
		薩摩川内市木場茶屋町	4,302	9
		いちき串木野市金山	8,000	8.6
		日置市東市来町湯田	10,631	7.1
		日置市伊集院町中川	7,649	11.7
		いちき串木野市下名	11,958	13.2
		いちき串木野市湊町	12,047	12.6
		阿久根市多田	1,772	22.5
	薩摩川内市宮里町	4,170	23.4	
	一般国道267号	薩摩川内市東郷町南瀬1907番地	7,262	10.5
		薩摩川内市東郷町斧淵9447番地	7,882	10.9
	一般国道270号	日置市吹上町永吉	6,164	17.9
		日置市東市来町神之川	4,613	11
		日置市東市来町伊作田川北	3,109	4.7
	一般国道328号	薩摩川内市入来町浦之名7577番地	6,670	14.2
薩摩川内市入来町副田2186-2番地		4,432	16.1	
一般国道389号	阿久根市脇本10343-5番地	7,020	7.5	
	阿久根市脇本6335番地	5,980	8.4	
主要 地方道	谷山伊作線	日置市吹上町与倉	4,806	11.5
	鹿兒島東市来線	日置市伊集院町徳重	6,257	8.7
	永吉入佐鹿兒島線	日置市吹上町永吉	3,501	5.2
	川内郡山線	薩摩川内市宮崎町1653-1	7,241	2.8
		薩摩川内市樋脇町市比野9972番地	1,823	6
	伊集院日吉線	日置市伊集院町郡	8,426	9
		日置市日吉町日置	4,634	7.6
	串木野港線	いちき串木野市春日町	2,761	14.6
	串木野樋脇線	いちき串木野市上名字生野	3,116	6.6
		薩摩川内市樋脇町市比野2141-3番地	4,349	9.2
	川内加治木線	薩摩川内市永利町685-1番地	14,200	5.8
		薩摩川内市樋脇町塔之原3293-2番地	8,595	7.6
		薩摩川内市入来町浦之名832番地	7,979	9.4
		薩摩川内市入来町浦之名12607番地	4,548	14.5
	川内串木野線	薩摩川内市宮里町3095番地	5,632	8.9
		いちき串木野市野元	2,926	8.3
	京泊大小路線	薩摩川内市五代町2267-1番地	4,769	6.8
	阿久根東郷線	阿久根市鶴川内107番地	4,088	9.9
		阿久根市田代	3,073	10.8
		薩摩川内市東郷町斧淵5009番地	3,436	9.5

表3.2-17(2) 事業実施想定区域周辺の主要な道路及び交通量の状況

道路種別	路線名	観測地点地名	昼間12時間 自動車類 交通(台)*	昼間12時間 大型車混入 率(%)
一般 県道	宮之城加治木線	薩摩川内市祁答院町藺牟田8510番地	2,852	12.1
	徳重横井鹿児島線	日置市伊集院町土橋	6,607	3
	小山田谷山線	日置市伊集院町竹之山	7,660	12.3
	田之頭吹上線	日置市吹上町中原字田尻	350	12.3
	江口長里線	日置市東市来町伊作田	3,198	6
	仙名伊集院線	日置市東市来町養母	2,245	7.4
		日置市伊集院町立野	7,357	2.6
	養母長里線	日置市東市来町湯田	766	4.8
	戸崎湯之元停車場線	日置市伊集院町上神殿	1,008	2.2
	郷戸市来線	いちき串木野市川上	245	2.9
	山田湯之元停車場線	日置市東市来町梅木	1,603	4.6
	荒川川内線	薩摩川内市冷水町	10,754	4
		薩摩川内市隈之城町2087番地	3,528	5.7
	百次木場茶屋線	薩摩川内市川永野町6780番地	245	18.4
	川内祁答院線	薩摩川内市永利町2197番地	4,700	6.7
		薩摩川内市樋脇町塔之原1172番地	4,298	10.4
	市比野東郷線	薩摩川内市中村町6474番地	2,356	7.6
	山田隈之城線	薩摩川内市永利町1467-1番地	6,293	6.2
	京泊草道線	薩摩川内市港町262番地	3,445	41.6
	東郷西方港線	薩摩川内市湯田町6516番地	383	3.1
	湯之元佐目野線	薩摩川内市陽成町2675番地	1,391	7.3
	吉川川内線	薩摩川内市城上町4368番地	1,875	8.6
	下東郷阿久根線	阿久根市山下6634-1番地	546	0.7
	山田入来線	薩摩川内市樋脇町倉野1855-4番地	2,911	9.8
	桑之浦里港線	薩摩川内市上甕町中野911番地	1,027	6.6
	手打藺牟田港線	薩摩川内市下甕町青瀬58-3番地	759	8.4
		薩摩川内市鹿島町藺牟田3639-1番地	236	12.7
	長浜手打港線	薩摩川内市下甕町片野浦183-2番地	269	9.3
	鹿島上甕線	薩摩川内市上甕町中甕1319番地	480	5.6
	瀬上里線	薩摩川内市里町里2664-1番地	145	0
	脇本赤瀬川線	阿久根市脇本6778-39番地	2,062	1.7
	下手山田帖佐線	薩摩川内市祁答院町上手1830番地	557	4.7
	山崎川内線	薩摩川内市樋脇町倉野1855-5番地	1,941	6.9
薩摩川内市天辰町2912-5番地		4,457	1.8	
薩摩祁答院線	薩摩川内市祁答院町黒木102番地	1,407	8.2	
宮之城祁答院線	薩摩川内市祁答院町下手1277番地	178	12.4	
堂山宮之城線	薩摩川内市祁答院町黒木4638番地	575	4	

注) 昼間12時間交通量は、平日の7～19時に測定した往復交通量(小型車+大型車)である。
 「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省、平成29年)より作成

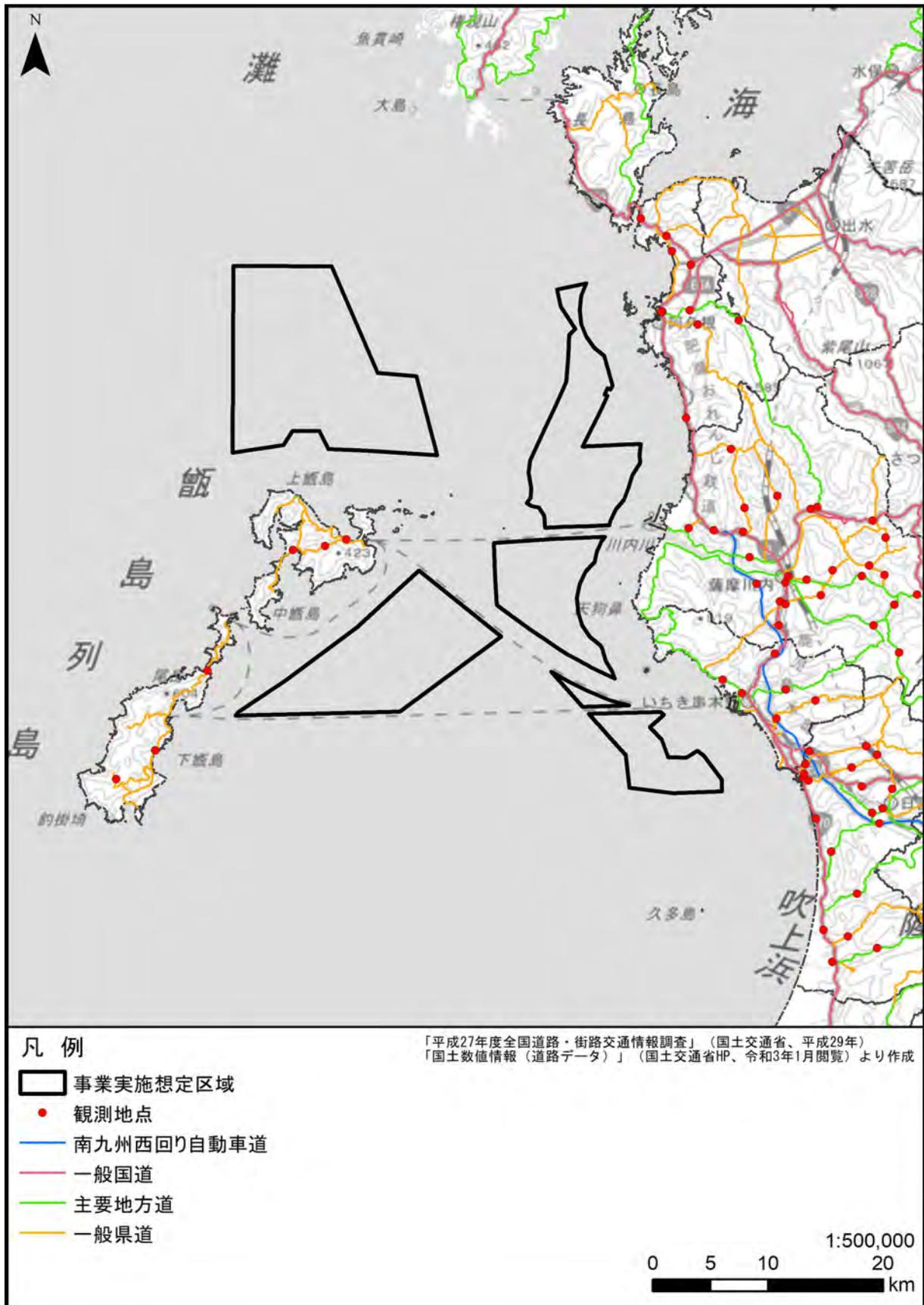


図3.2-8 主要な道路及び交通量観測地点

② 鉄道

事業実施想定区域周辺における鉄道の状況は、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市には鹿児島本線が、阿久根市及び薩摩川内市には肥薩おれんじ鉄道が敷設されている。また、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市を九州新幹線が縦断しており、薩摩川内市には川内駅が設置されている。主要な駅の現況を表3.2-18、鉄道の状況を図3.2-9に示す。

表3.2-18 鉄道の現況

路線	市名	主要な駅名	運航本数 (本/日)	乗車人員 (人/日)
九州新幹線	薩摩川内市	川内駅	65	2,828
J R 鹿児島本線	薩摩川内市	川内駅	62	
	いちき串木野市	串木野駅	58	844
	日置市	伊集院駅	73	2,472
肥薩おれんじ鉄道	阿久根市	阿久根駅	43	—

注) 阿久根駅の乗車人員については、公開されている情報が得られなかった。

「駅別乗車人員(2019年度)」(JR九州HP、令和3年1月閲覧)

「時刻表」(肥薩おれんじ鉄道HP、令和3年1月閲覧) より作成

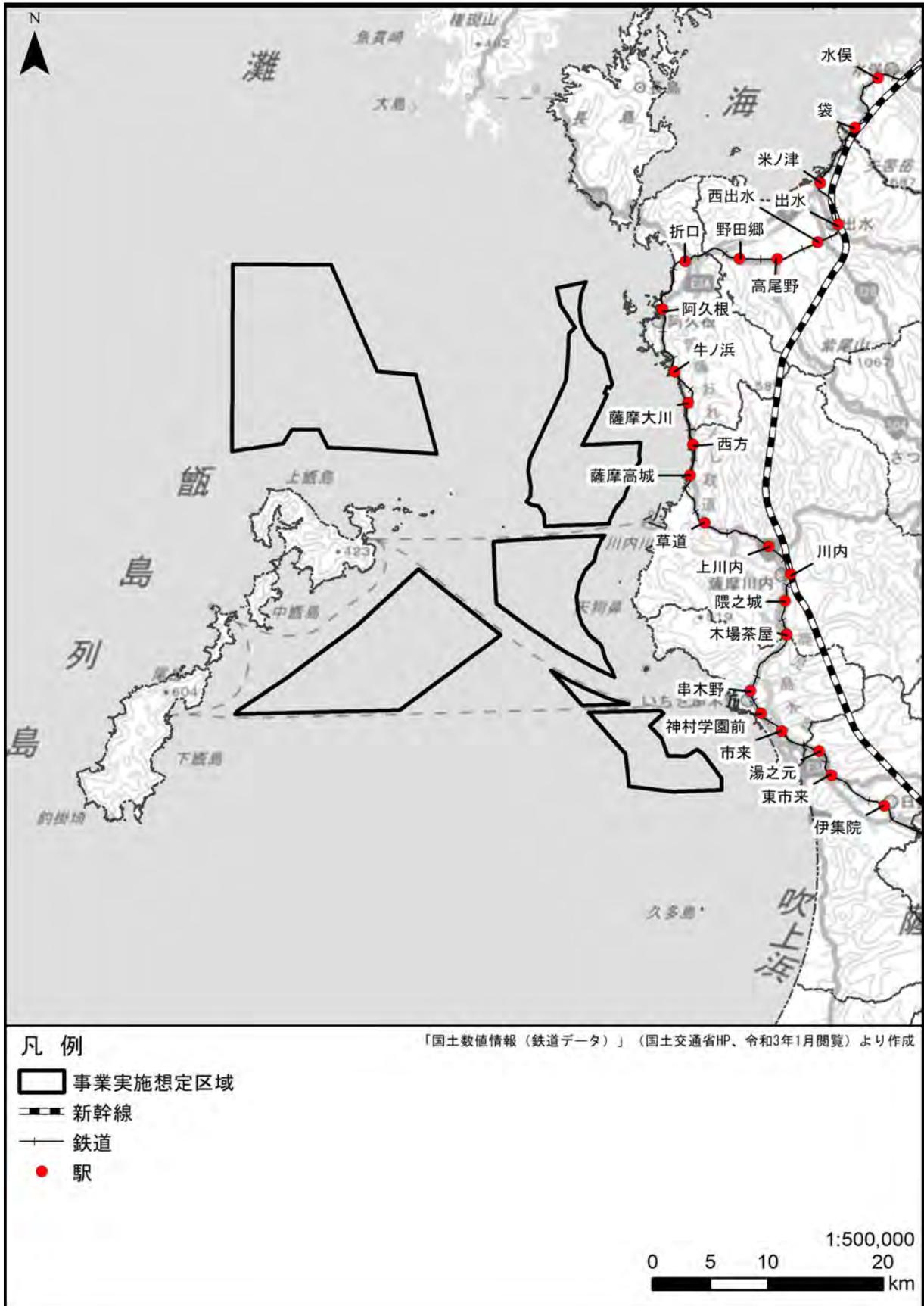


図3.2-9 鉄道の状況

③ 海上交通の状況

イ. 定期船航路の状況

事業実施想定区域及びその周辺における、定期船の現況を表3.2-19、航路を図3.2-10に示す。

表3.2-19 定期船の現況

船舶名	区間	運航回数 (日)	定員	航路 距離	運航 時間	旅客 (百人)
三和商船	蔵之元～牛深	5便	350名	7.5km	30分	-
南国海運	阿久根～大島	夏11便 春秋5便	-	2.2km	10分	-
甕島航路	串木野新港FT ～長浜港(下甕島)	2便	400名	65.6km	100分	1,179
	串木野新港FT ～里港(上甕島)	2便		36.3km	75分	
	里港(上甕島) ～長浜港(下甕島)	2便		29.3km	60分	
	里港(上甕島) ～鹿島港(下甕島)	1便		20.3km	45分	
	鹿島港(下甕島) ～長浜港(下甕島)	1便		14.5km	35分	
高速船甕島	川内港～里港(上甕島)	1便	200名	25.1km	50分	408
	川内港～長浜港(下甕島)	春夏3便 秋冬2便		47.8km	70分	
	里港(上甕島) ～長浜港(下甕島)	1便		29.3km	40分	

注) 「旅客」は、小人1名を0.5名として計上した。

「管内の主要離島航路」(九州運輸局HP、令和3年1月閲覧)

「時刻表」(甕島商船(株)HP、令和3年1月閲覧)

「時刻表・運賃」(甕島商船(株)HP、令和3年1月閲覧)

「時刻表」(共同フェリー株式会社HP、令和3年1月閲覧)

「令和元年度版統計とつません」(薩摩川内市HP 令和2年)より作成

ロ. 外貿定期コンテナ航路の状況

事業実施想定区域及びその周辺においては、川内港で韓国の釜山港及び台湾の基隆港・高雄港との間に外貿定期コンテナ航路が就航している。

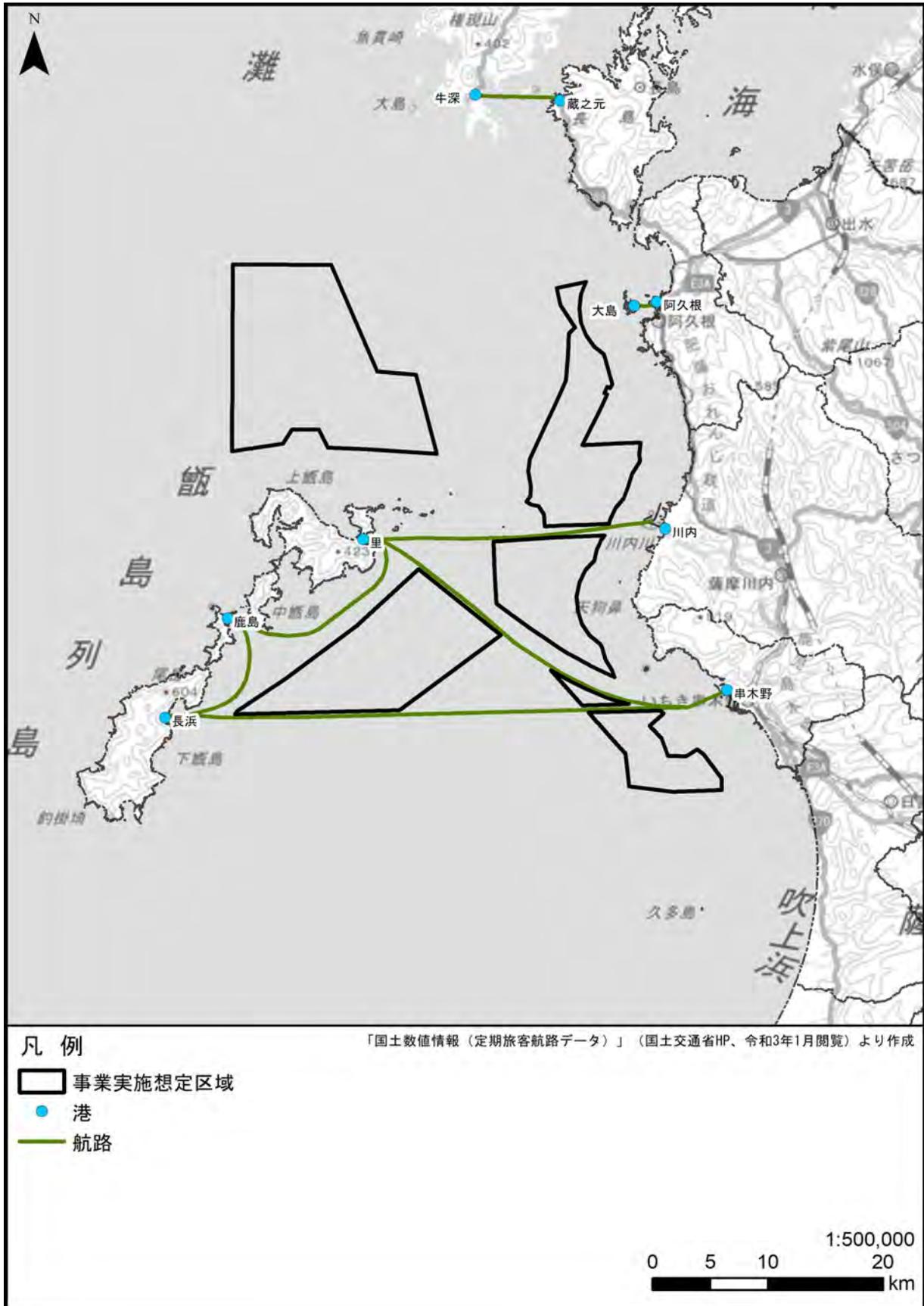


図3.2-10 定期船の航路

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

事業実施想定区域周辺の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、表3.2-20及び図3.2-11に示すとおりである。

事業実施想定区域周辺2kmの範囲は、海上のため、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設に該当するものは分布しない。

表3.2-20 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

区分	阿久根市	薩摩川内市	いちき串木野市	日置市	計
こども園	2	7	1	4	14
保育園	6	5	8	16	35
幼稚園	0	5	3	6	14
小学校	9	14	7	15	45
中学校	3	10	5	8	26
高等学校	1	3	2	4	10
大学	0	2	0	1	3
特別支援学校	0	0	1	0	1
医療機関	16	65	27	38	146
福祉施設	5	18	7	26	56
障害児通所支援事業所	3	0	0	6	9
障害福祉サービス事業所	6	0	0	7	13
合計	51	129	61	131	372

注) 集計は、図3.2-11に示す範囲で行っている。

- 「統計あくね 令和元年度版」(阿久根市HP、令和3年1月閲覧)
- 「私立幼稚園・認定こども園」(薩摩川内市HP、令和3年1月閲覧)
- 「幼稚園・保育園」(薩摩川内市HP、令和3年1月閲覧)
- 「学校一覧」(薩摩川内市HP、令和3年1月閲覧)
- 「施設案内」(いちき串木野市HP、令和3年1月閲覧)
- 「公共施設等」(日置市HP、令和3年1月閲覧)
- 「医療機関一覧」(鹿児島県医師会HP、令和3年1月閲覧)
- 「県内の有料老人ホーム一覧」(鹿児島県HP、令和3年1月閲覧) より作成

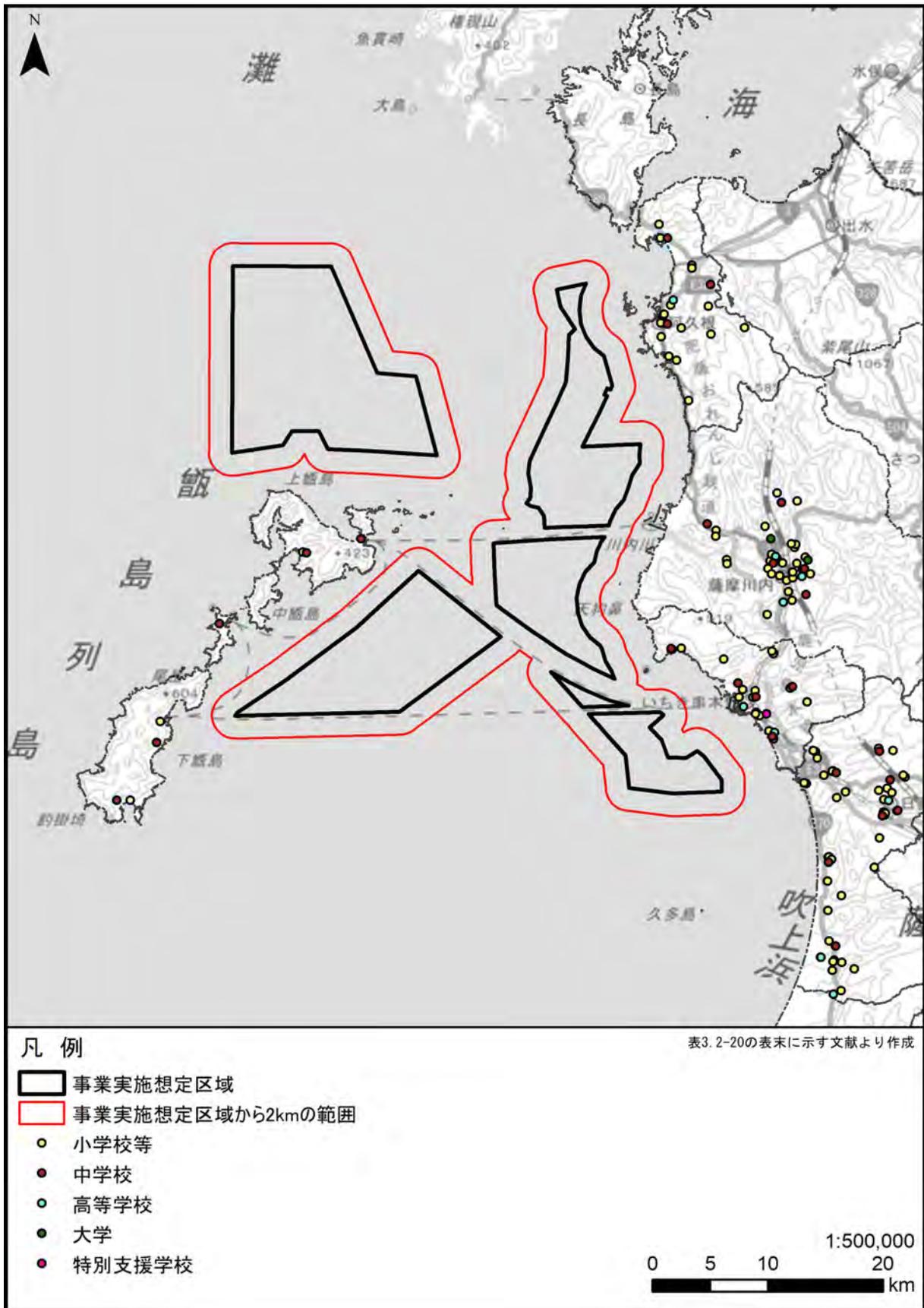


図3.2-11(1) 配慮が必要な施設の分布状況(学校)

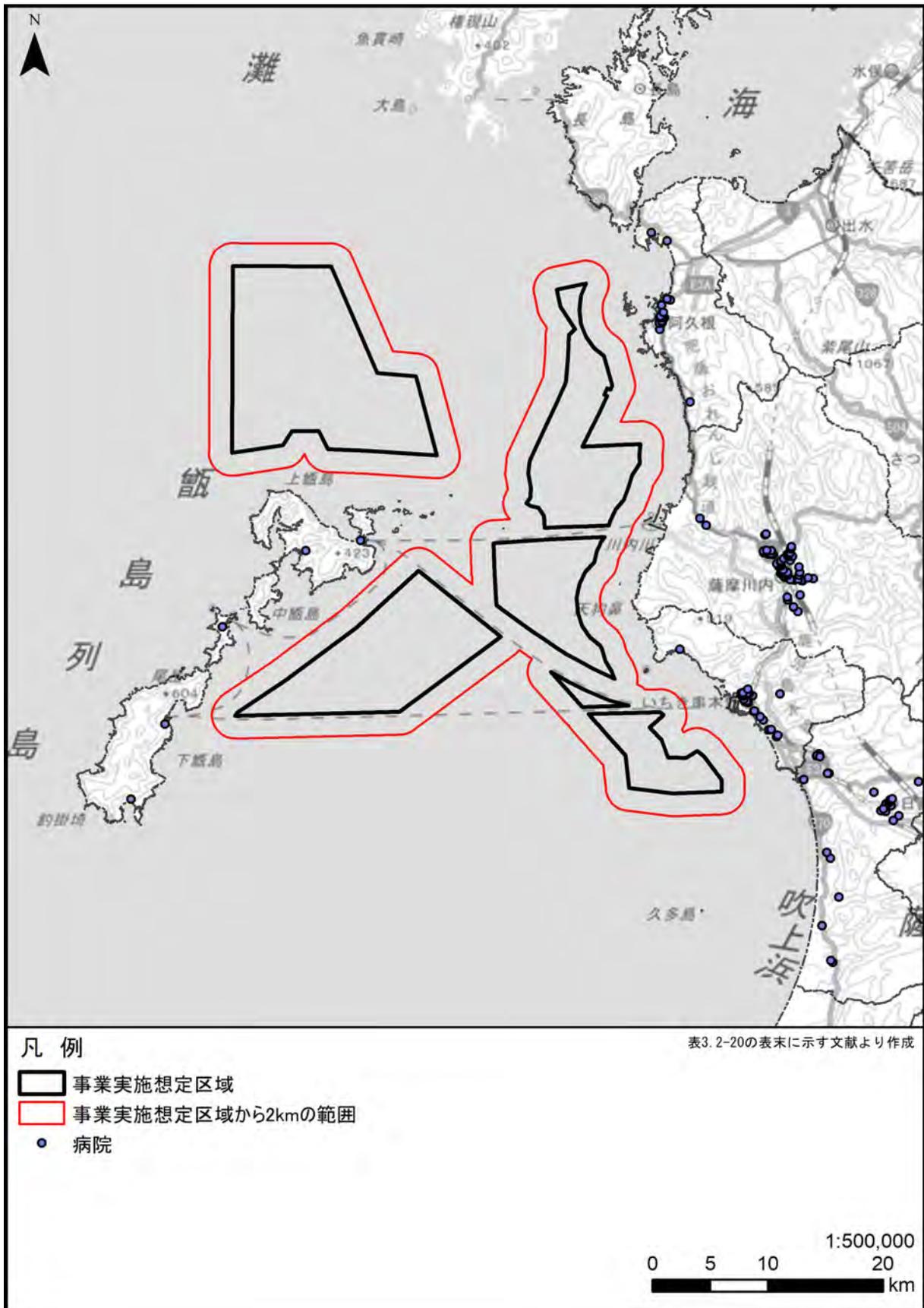


図3.2-11(2) 配慮が必要な施設の分布状況(病院)

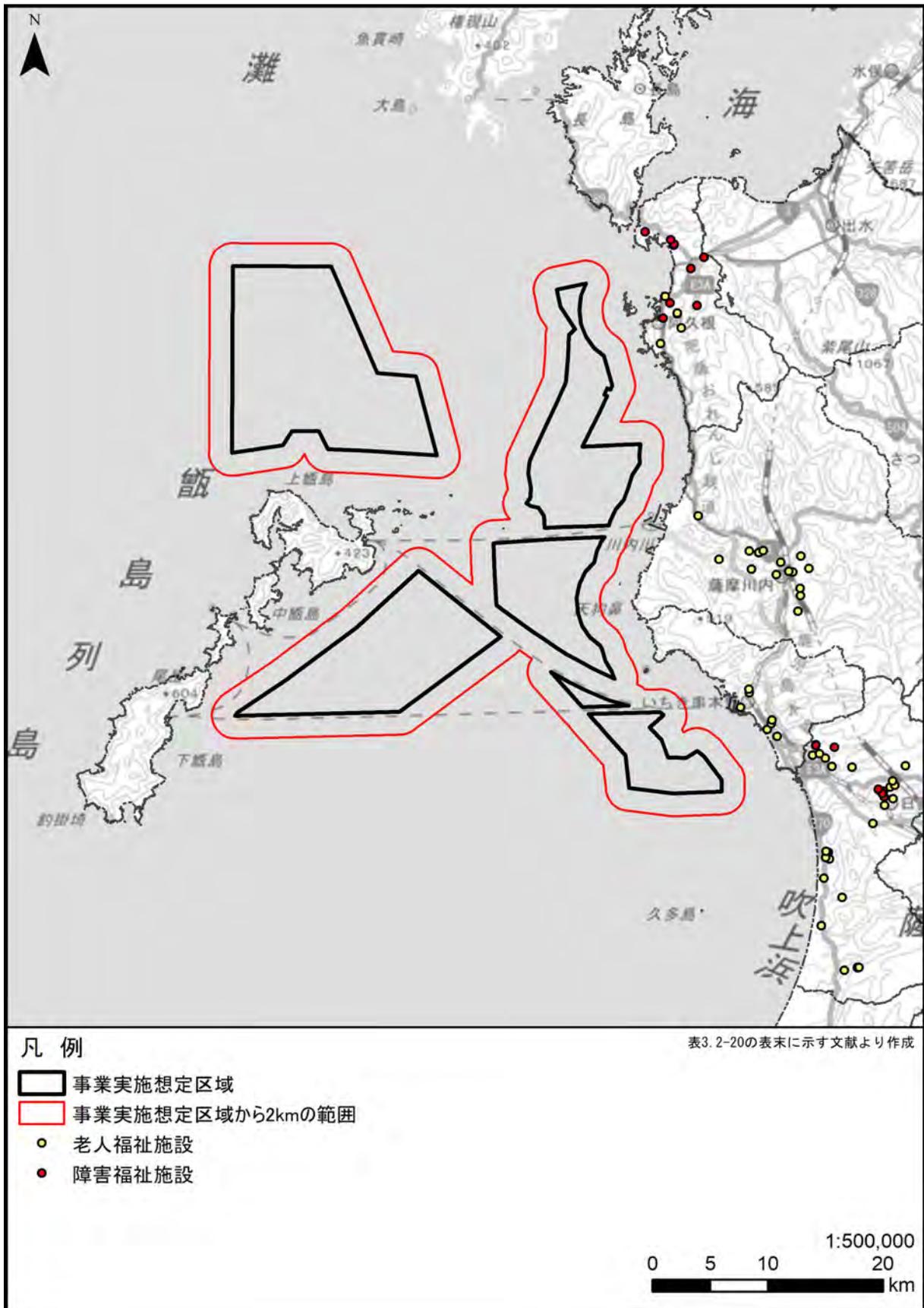


図3.2-11(3) 配慮が必要な施設の分布状況(福祉施設)

(2) 住宅等の分布の状況

「基盤地図情報」（国土交通省HP、令和3年1月閲覧）によると、事業実施想定区域周辺の建築物の分布は、図3.2-12に示すとおりである。

本データは、住宅を含む建築物を示しており、事業実施想定区域周辺2kmの範囲は、海上のため、住宅等は分布しない。

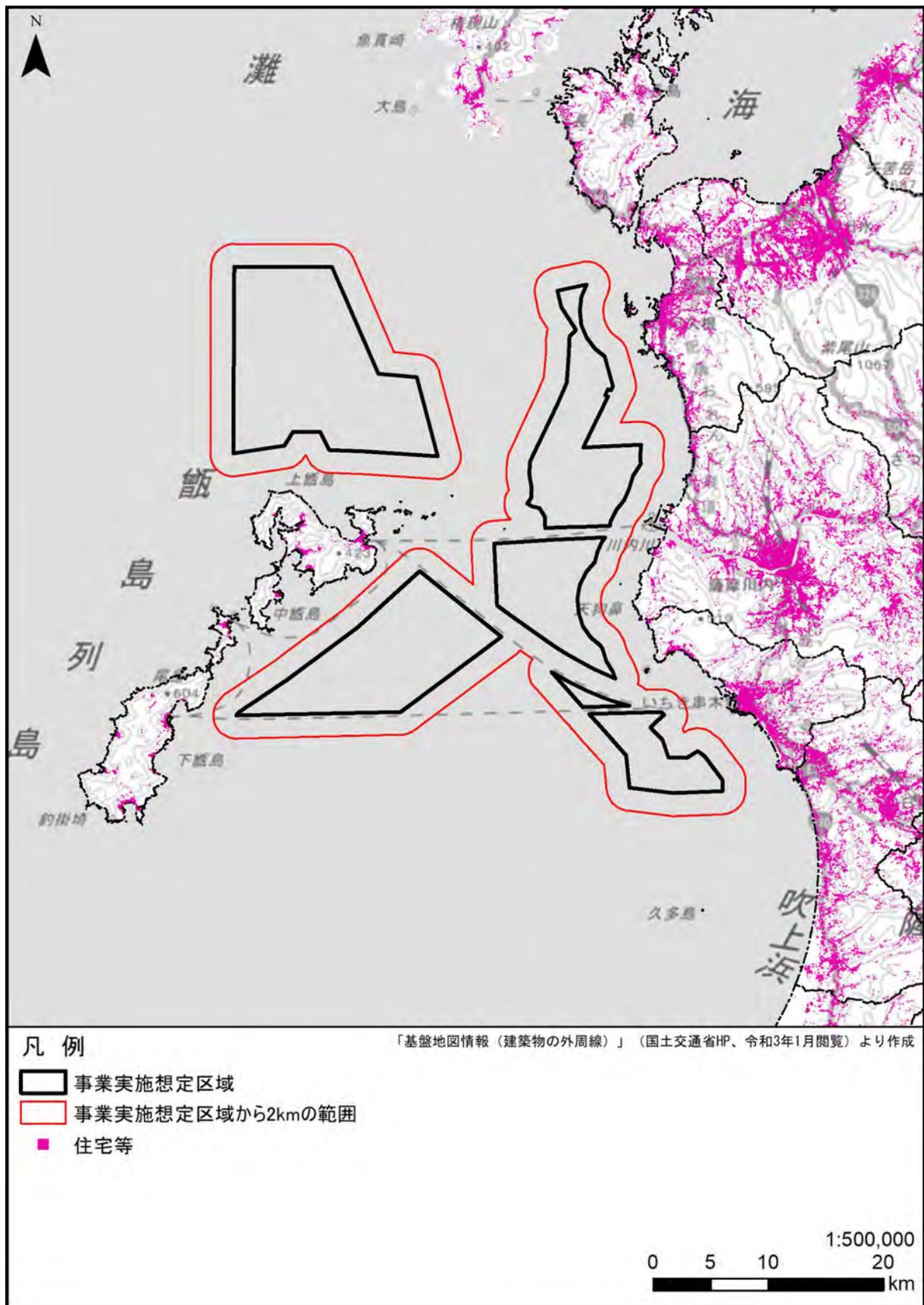


図3.2-12 住宅等の分布状況

3.2.6 下水道等の整備状況

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市における汚水処理施設の整備状況は、表3.2-21に示すとおりである。

人口普及率は阿久根市が54.8%、薩摩川内市が76.8%、いちき串木野市及び日置市が80.4%となっている。

表3.2-21 汚水処理人口普及状況（令和元年度末）

項目		阿久根市	薩摩川内市	いちき 串木野市	日置市
住民基本台帳人口（千人）		20.0	94.0	27.5	47.7
汚水処理人口（千人）		11.0	72.2	22.1	38.4
人口普及率（%）		54.8	76.8	80.4	80.4
下水道	普及人口 （千人）	—	9.9	10.2	19.0
	普及率 （%）	—	10.5	37.0	39.8
農業集落 排水施設等	普及人口 （千人）	—	3.9	0.3	0.5
	普及率 （%）	—	4.2	1.1	1.0
浄化槽	普及人口 （千人）	11.0	57.1	11.6	18.9
	普及率 （%）	54.8	60.7	42.3	39.6
コミュニティ プラント	普及人口 （千人）	—	1.3	—	—
	普及率 （%）	—	1.4	—	—

注）表中の「—」は事実のないものを示す。

「市町村別汚水処理人口普及状況（令和元年度末）」（鹿児島県、令和2年）

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市及び鹿児島県における一般廃棄物の処理状況は表3.2-22に示すとおりである。平成30年度の総排出量は阿久根市が7,424t、薩摩川内市が28,971t、いちき串木野市が10,007t、日置市が13,337tとなっている。

表3.2-22 一般廃棄物の処理状況（平成30年度）

区分	阿久根市	薩摩川内市	いちき 串木野市	日置市	鹿児島県
総排出量(t)	7,424	28,971	10,007	13,337	553,143
処理量(t)	7,417	28,201	10,007	13,337	552,619
中間処理後再生 利用量(t)	1,775	1,295	753	2,414	56,585
リサイクル率(%)	23.9	9.7	7.5	18.3	16.2
最終処分量(t)	850	3,548	1,447	345	63,873

注) リサイクル率は、本表に記載のない直接資源化量等により算出されている。

「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省、平成30年）より作成

(2) 産業廃棄物の状況

鹿児島県における平成27年度の産業廃棄物の排出状況は、表3.2-23に示すとおりであり、年間の総排出量は8,365千tである。

また、事業実施想定区域から半径約50kmの範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分施設の施設数は表3.2-24、分布は図3.2-13に示すとおりである。

表3.2-23 産業廃棄物の排出状況（平成27年度）

単位：千t

県	総排出量	有効利用量	減量化量	最終処分量
鹿児島県	8,365	5,845	2,402	118

「鹿児島県廃棄物処理計画」（鹿児島県、平成28年3月）より作成

表3.2-24 産業廃棄物処理施設数（平成24年度）

県	市町村	中間処理施設	中間処理施設 及び最終処分施設	最終処分施設
鹿児島県	湧水町	1	0	0
	南さつま市	5	0	0
	薩摩川内市	18	1	0
	南九州市	8	0	0
	枕崎市	7	0	0
	鹿児島市	65	4	3
	長島町	1	0	0
	阿久根市	2	0	0
	姪良市	6	0	0
	伊佐市	1	1	0
	垂水市	1	0	0
	日置市	8	0	2
	さつま町	3	0	0
	霧島市	4	0	0
	いちき串木野市	7	0	0
	出水市	11	0	0
	指宿市	0	0	0
熊本県	津奈木町	0	0	0
	上天草市	0	0	0
	天草市	10	0	0
	水俣市	11	0	0
	芦北町	3	0	0
	球磨村	0	0	0

「廃棄物処理施設データ（平成24年度）」（国土交通省HP、令和3年1月閲覧）より作成

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

イ. 大気質

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）により、表3.2-25に示すとおり定められている。

なお、表3.2-25に示す環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。

表 3.2-25 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年環境庁告示第38号)	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 (昭和53年環大企第262号)	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (平成21年環境省告示第33号)	長期基準	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。 (平成21年環水大総発第090909001号)
		短期基準	1日平均値の年間98パーセントイル値が35μg/m ³ 以下であること。 (平成21年環水大総発第090909001号)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環告第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環告示第33号）より作成

ロ．騒音

a．騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、表3.2-26に示すとおり定められている。

なお、表3.2-27に示す環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音については適用されない。

表3.2-26 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

- 注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては2車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）
 「令和元年度版環境白書」（鹿児島県、令和2年）より作成



図3.2-14 騒音に係る環境基準の類型指定地域

b. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市では「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定」（平成18年鹿児島県告示1601号）により、表3.2-28のとおり、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型が定められている。

表3.2-28 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

類型	基準値	該当地域
I 類型	70デシベル以下	都市計画法に基づく 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 都市計画法の用途地域の定めのない地域のうち、 住居の存在する地域
II 類型	75デシベル以下	都市計画法に基づく 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注) 1. 新幹線鉄道の軌道中心線から両側300m以内。

2. 除外地域：用途地域のうち住居の存在していない地域、トンネル区間（出入口からトンネル中央部方向に150m以内の区間を除く）、河川区域、工業専用地域、鉄道事業の用に供される区域。
「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定」（平成18年鹿児島県告示1601号）より作成

ハ. 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）により定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2-29 に示すとおりであり、公共用水域及び地下水に適用される。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.2-30 に示すとおりであり、公共用水域に適用される。

事業実施想定区域及びその周辺では、環境基準の水域類型が表3.2-31及び図3.2-15に示すとおり指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-32に示すとおりである。

表3.2-29 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考： 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

表3.2-30(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
備考： 1. 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 3級：特殊の浄水操作を行うもの。
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。
 6. 「—」は、基準値が設定されていないことを示す。
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの 欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水 域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のう ち、生物Bの欄に掲げる水生 生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

表3.2-30(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考：
1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考：
1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考：
1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成

表3.2-31 公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

区分	水域名	範囲	BOD, CODに係る環境基準			水生生物に係る環境基準	
			基準点	該当類型	達成期間	該当類型	達成期間
河川	折口川	全域	田島橋	A	イ	生物B	イ
	高松川	全域	浜田橋	A	イ	生物B	イ
	川内川下流	鶴田ダムから河口まで	中郷、小倉	A	イ	生物B	イ
	五反田川上流	上水道取水口から上流	上水道取水口	A	イ	生物B	イ
	五反田川下流	上水道取水口から下流	五反田橋	B	イ	生物B	イ
	八房川	全域	—	—	—	生物B	イ
	大里川	全域	恵比寿橋	A	イ	生物B	イ
海域	薩摩半島西部海域	阿久根港	基準点1	B	イ	—	—
		川内港	基準点4	B	イ	—	—
		串木野港	基準点5	B	イ	—	—
		阿久根港、川内港及び串木野港を除く全域	基準点3	A	イ	—	—

注) 達成期間：「イ」とは、ただちに達成。

「令和元年 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和2年）より作成

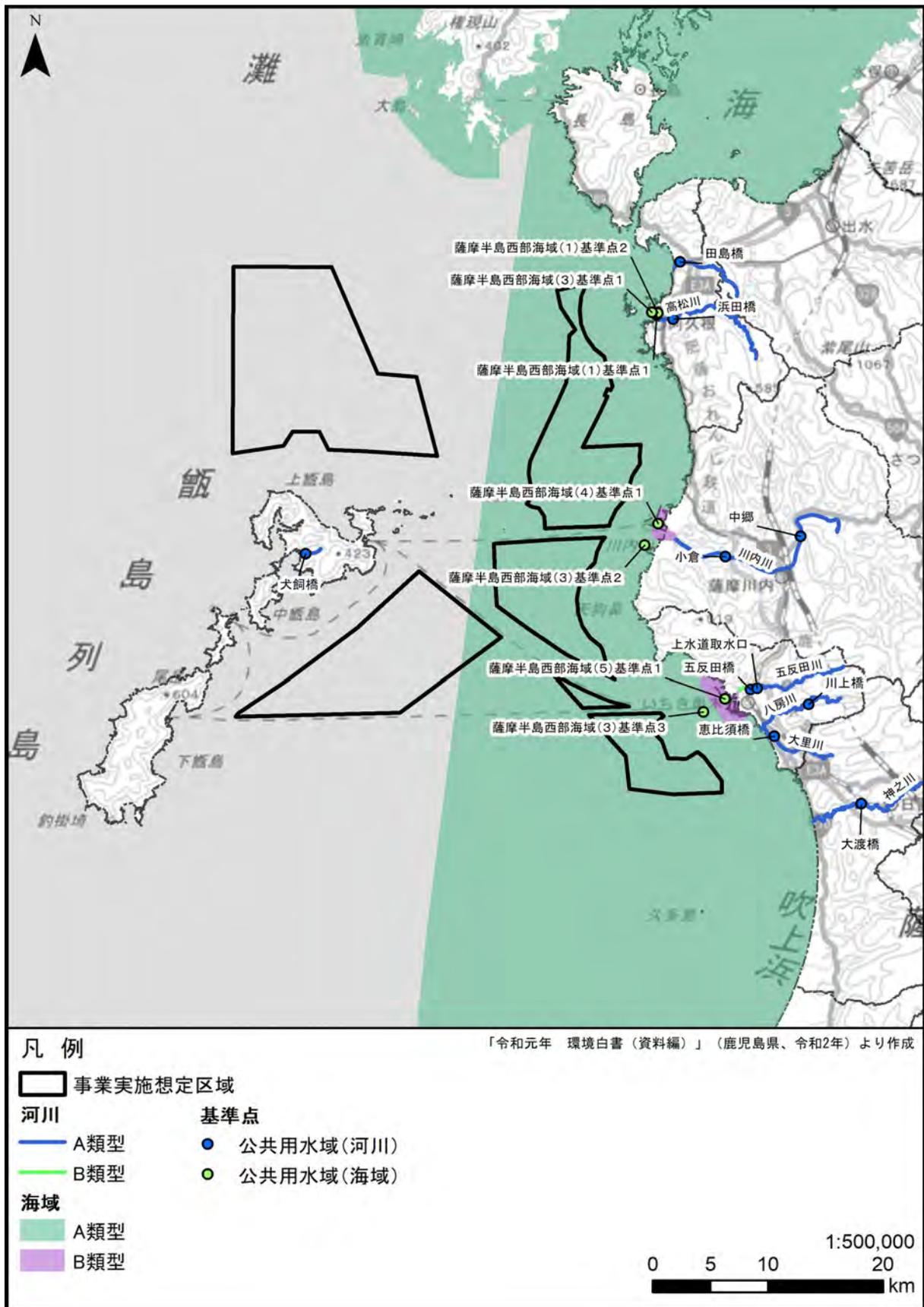


図3.2-15 公共用水域に係る環境基準の類型指定状況

表3.2-32 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考：

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K010の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）より作成

ニ. 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2-33に示すとおりである。

なお、環境基準は汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表3.2-33の項目に係る物質の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用されない。

表3.2-33 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）より作成

ホ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）により、表3.2-34に示すとおり定められている。

表3.2-34 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考：

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」
(平成11年環境庁告示第68号)より作成

② 規制基準等

イ. 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）により、ばい煙発生施設の種類、規模毎にばい煙に係る排出基準、一般粉じん発生施設の種類毎に構造等に関する基準等が定められている。また、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市では「鹿児島県公害防止条例」（昭和46年鹿児島県条例第41号）に基づく、特定施設の大気汚染（ばい煙、粉じん）に係る規制が行われている。

なお、本事業では、これらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

ロ. 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）等に基づき、特定工場に関する規制、特定建設作業に関する規制及び自動車騒音の限度の規制が行われている。

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「騒音規制法に基づく地域の指定等について」（平成24年阿久根市告示第54号）、「薩摩川内市環境保全条例」（平成24年条例第38号）、「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年いちき串木野市告示第57号）及び「日置市環境保全条例」（平成17年日置市告示第145号）に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は表3.2-35、「鹿児島県公害防止条例」（昭和46年条例第41号）に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は表3.2-36及び図3.2-16に示すとおりである。また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表3.2-37及び図3.2-17、自動車騒音の要請限度は表3.2-38及び図3.2-18に示すとおりである。

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市では、規制地域及び規制基準が指定されている。

表3.2-35 騒音規制法に基づく

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8～19時)	朝・夕 (6～8時) (19～22時)	夜間 22時～翌6時
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下

備考：

1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 第3種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生・農林・通産・運輸省告示第1号）

「薩摩川内市環境保全条例施行規則」（平成24年規則第34号）

「令和元年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和2年）

「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定」（いちき串木野市平成24年告示第57号）

「騒音規制法に基づく地域の指定等について」（平成24年阿久根市告示第54号）

「日置市環境保全条例」（平成17年日置市告示第145号）

より作成

表3.2-36 鹿児島県公害防止条例に基づく

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分	基準
昼間(午前8時から午後7時まで)	65デシベル以下
朝(午前6時から午前8時まで) 夕(午後7時から午後10時まで)	55デシベル以下
夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)	45デシベル以下
備考：騒音の測定点は、特定施設を設置する工場等の敷地の境界線上です。上記基準は、騒音規制法の規制基準とは異なりますのでご注意ください(条例では県内のすべての地域が同じ基準です。)	

「鹿児島県公害防止条例施行規則」(昭和47年規則第14号)より作成

表3.2-37 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

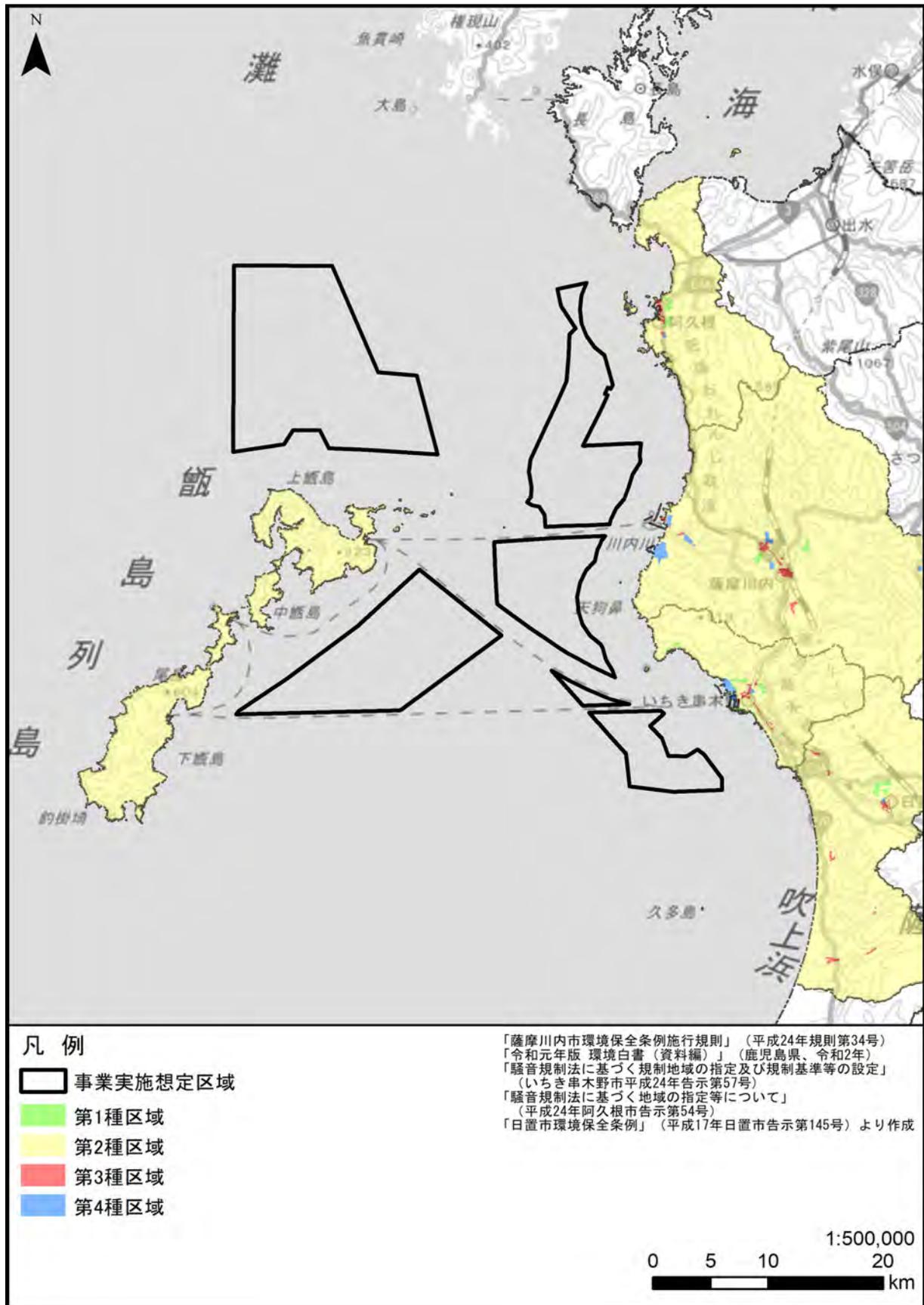
規制種別	地域の区分	特定建設作業	くくく いいい 打打打 機機機 くい 抜機	び よう 打 機	さ く 岩 機	空 気 圧 縮 機	コ ア ス ク フ リ ア ー ル ト ト プ ラ ン ト	バ ッ ク ホ ウ シ ョ ベ ル
		基準値	① ②	85デシベル				
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと						
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと						
1日あたりの作業時間	①	10時間/日を超えないこと						
	②	14時間/日を超えないこと						
作業期間	①②	連続して6日を超えないこと						
作業日	①②	日曜日その他休日でないこと						
備考： 1. 地域の区分欄の①は第1号区域、②は第2号区域を表す。 ①第1号区域：ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。 イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。 ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域。 エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域。 ②第2号区域：第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域。 2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。 3. 基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について勧告、命令を行うに当たり、特定建設作業の作業時間(1日あたりの作業時間を4時間まで短縮)を変更することができる。 4. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。								

「騒音規制法における規制について」(鹿児島県、令和2年)より作成

表3.2-38 自動車騒音の限度（要請限度）

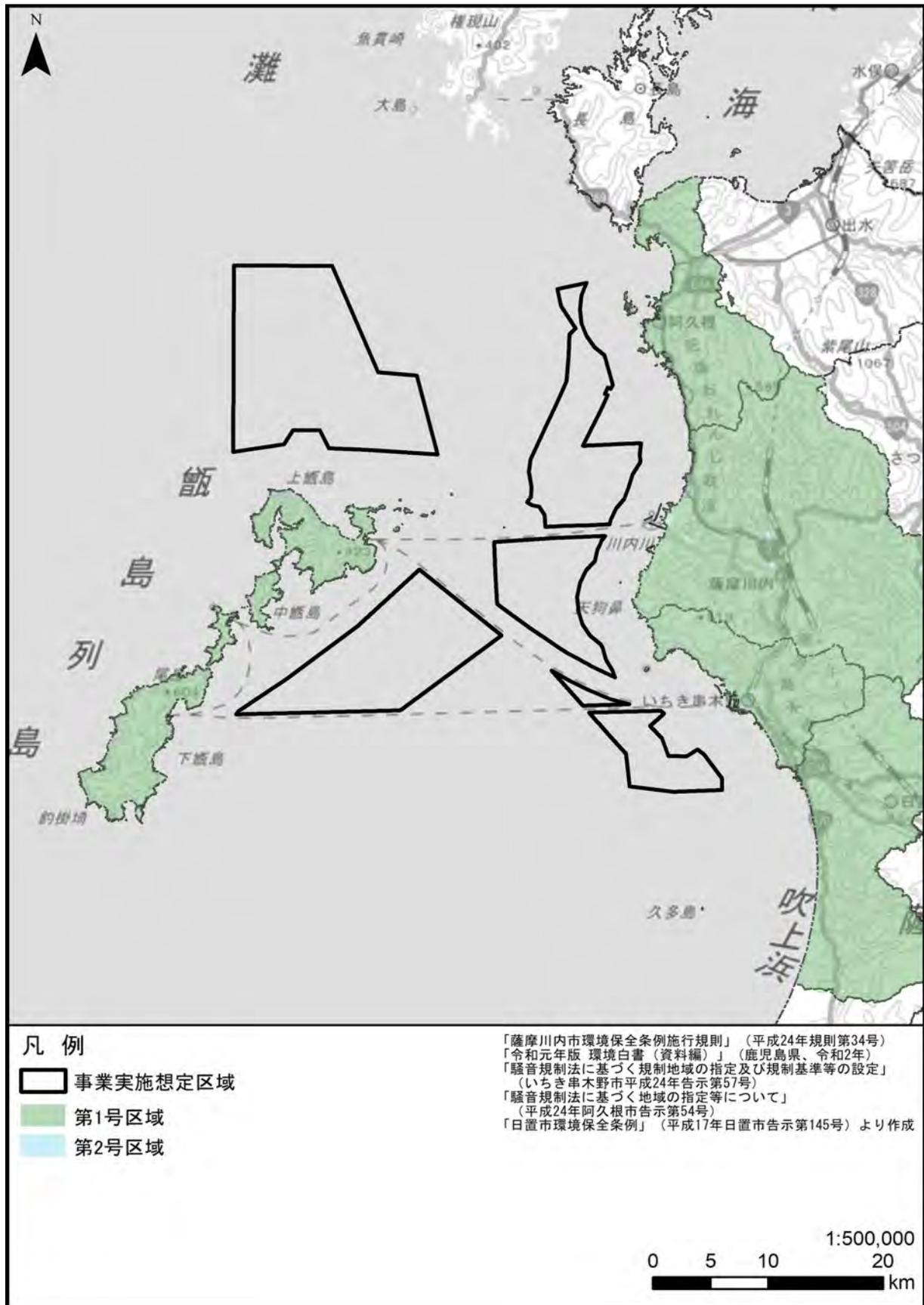
区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6～22時)	夜間 (22時～翌6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
<p>備考：</p> <p>a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。</p> <p>a区域：専ら住居の用に供される区域。</p> <p>b区域：主として住居の用に供される区域。</p> <p>c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。</p>			
<p>(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、次表を用いる。</p>			
時間の区分			
昼間		夜間	
75デシベル		70デシベル	

「騒音規制法における規制について」（鹿児島県、令和2年）より作成



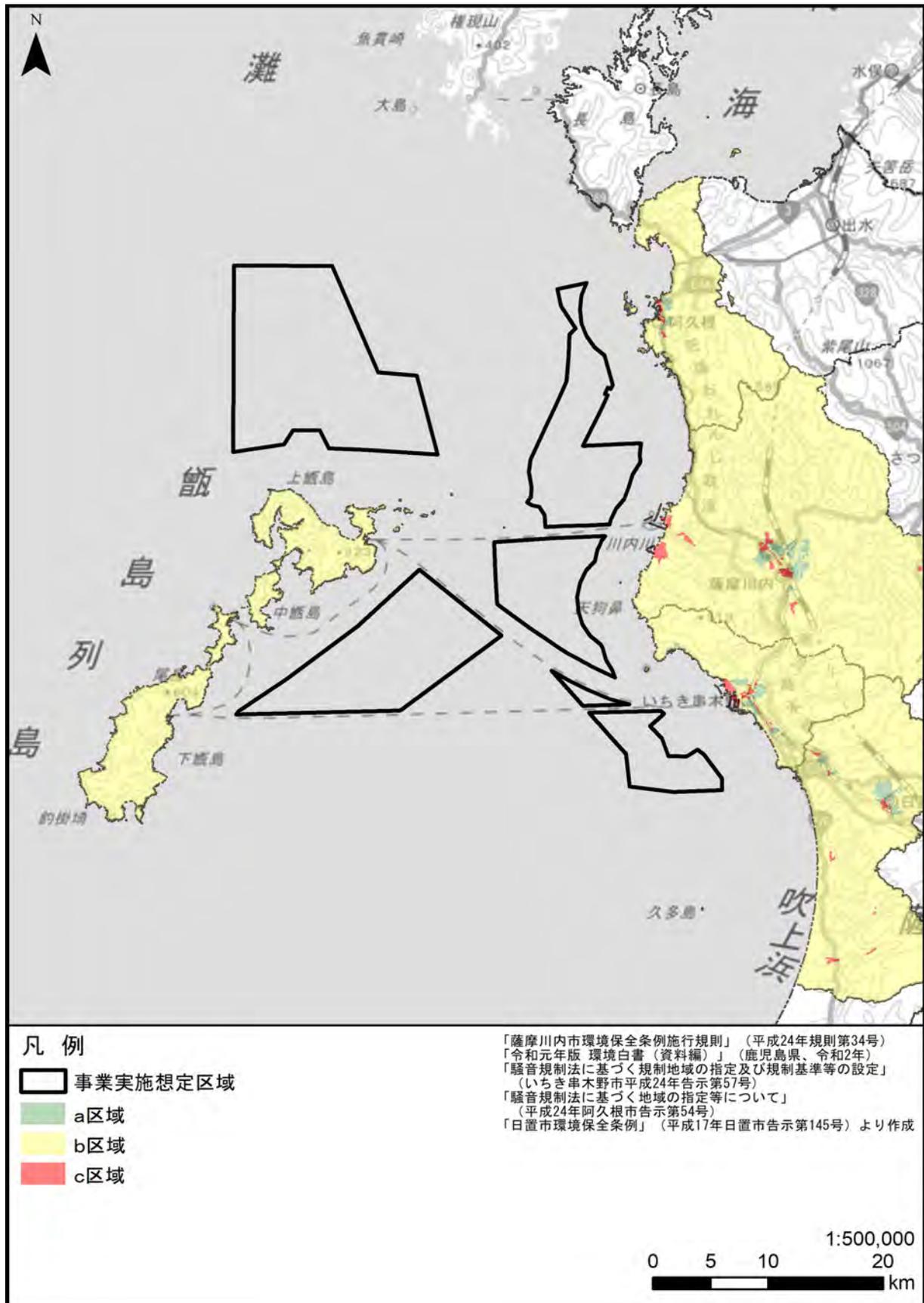
注) 阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市の規制区域を示す。

図 3.2-16 特定工場等に関する騒音規制区域



注) 阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市の規制区域を示す。

図 3.2-17 特定建設作業に関する騒音規制区域



注) 阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市の要請限度を示す。

図 3.2-18 自動車騒音の要請限度の適用区域

ハ. 振動

振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場に関する規制基準、特定建設作業に関する規制基準及び道路交通振動の限度が定められている。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は表 3.2-39、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 3.2-40、指定地域における道路交通振動の限度は表 3.2-41 に示すとおりであり、事業実施想定区域及びその周辺における区域の指定状況は、図 3.2-19 及び図 3.2-20 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺には、「振動規制法」に基づく区域の指定はない。

表 3.2-39 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区分	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：

1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
2. 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

「令和 2 年度版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 2 年）より作成

表 3.2-40 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業		
特定建設作業名		
① くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機を除く（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業		
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
③ 舗装板破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）		
④ ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）		
注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。		
規制基準		
規制項目	基準	
基準値	75 デシベル	
作業禁止時間	第1号区域	午後7時～午前7時
	第2号区域	午後10時～午前6時
最大作業時間	第1号区域	10時間／日
	第2号区域	10時間／日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日、休日	
注）振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。		
備考： 第1号区域： ① 特定工場等に係る区域区分のうち、第1種区域及び第2種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域 ② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 ア 学校教育法第1条に規定する学校 イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム 第2号区域： 特定工場等に係る区域のうち、上記第1号区域以外の区域。		

「令和2年度版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和2年）より作成

表 3.2-41 指定地域における道路交通振動の限度（要請限度）

区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注) 1. 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

「振動規制法における規制について」（鹿児島県、令和2年）より作成

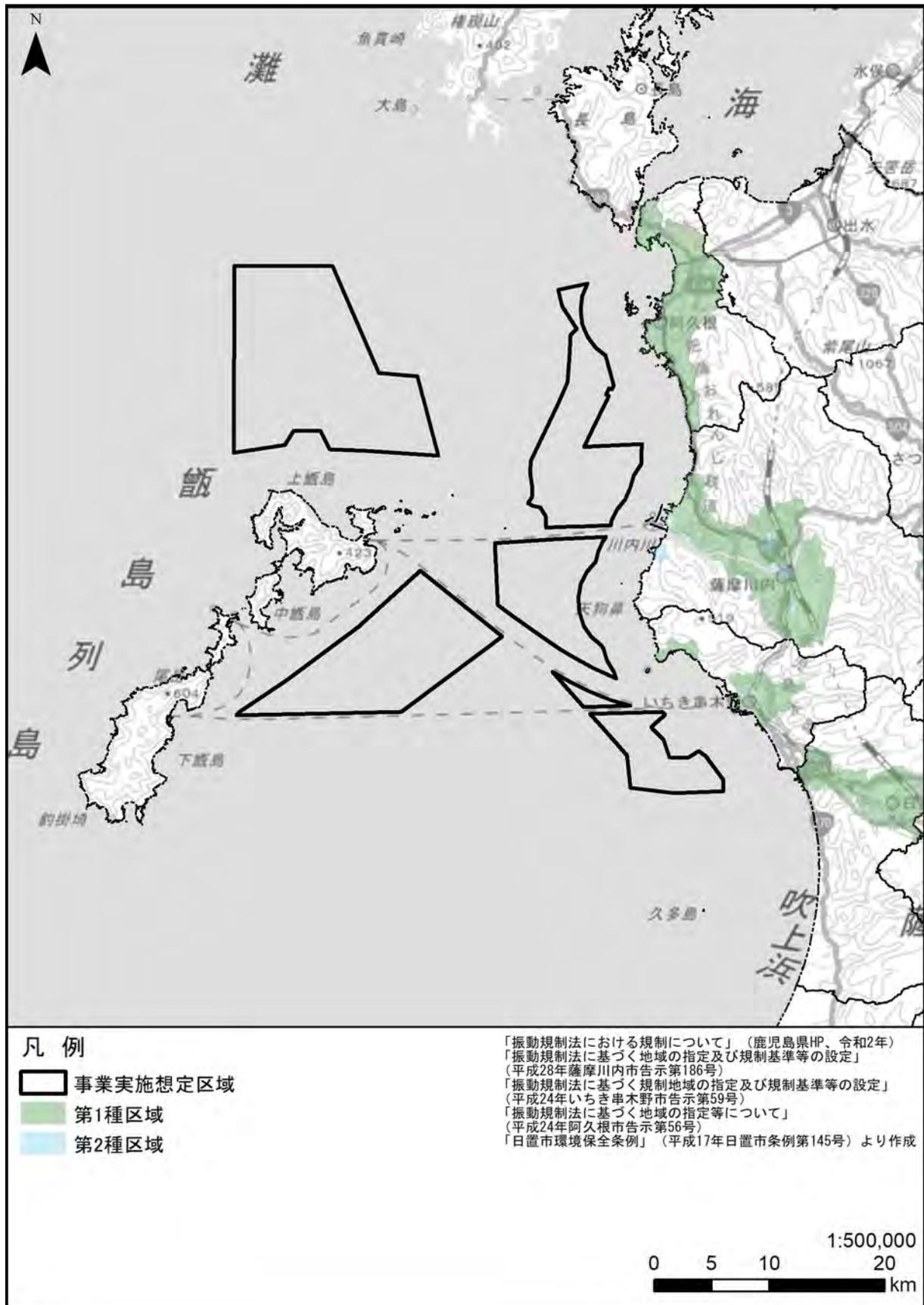


図 3.2-19 特定工場等に関する振動規制区域

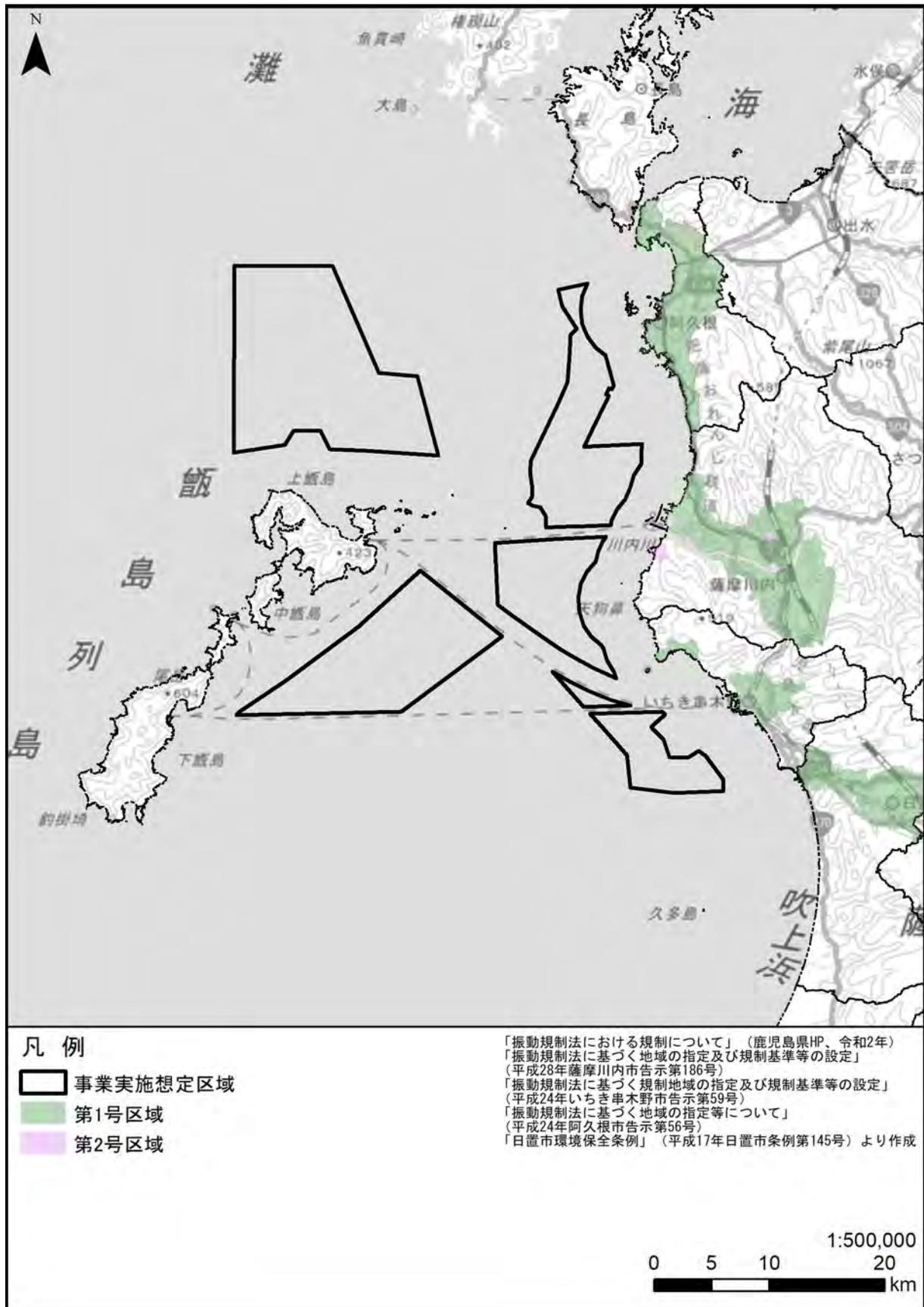


図 3.2-20 特定建設作業に関する振動規制区域

二. 水質汚濁

水質汚濁防止については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）により、特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、表3.2-42のとおり排水基準が定められている。また、鹿児島県においては「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和48年鹿児島県条例第21号）に基づく、「上乘せ排水基準」が設定されているが、本事業では、これらが適用される特定事業場は設置しない。

表3.2-42(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mgB/L 海域230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mgF/L 海域15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考：	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

注) (※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）より作成

表3.2-42(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外5.8～8.6 海域5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量（BOD）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和60年環境庁告示第27号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）「環境大臣が定める海域」平成5年環境庁告示第67号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）より作成

ホ. 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づき、汚染が確認された土地は、法第6条第1項に基づく要措置区域又は法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域に指定される。特定有害物質と区域の指定にかかる基準は、表3.2-43に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺には、指定区域は存在しない。

表3.2-43 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

特定有害物質	指定基準	
	土壌溶出量	土壌含有量
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下	—
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	—
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—

「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)より作成

へ. 悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)では、規制地域を指定し、地域内の工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭に係る規制基準が定められている。また、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市では、「悪臭防止法に基づく規制地域図」及び「悪臭防止法に基づく規制基準」により規制地域及び規制基準が指定されている。

本事業では、これらが適用される特定悪臭物質は使用しない。

ト. 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)に基づき、地下水採取制限が行われるが、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市は、いずれも指定地域となっていない。

チ. 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)により、事業活動に伴って生じた廃棄物は分別、リサイクル等の適正な処理をする必要があり、事業者としての責任が以下のとおり定められている。

- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- ・事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)では、一定規模以上*¹の建設工事において、特定建設資材*²を現場で分別解体等するとともに、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物について再資源化等を行うことが義務付けられている。

注) 1: 一定規模以上とは、工事の種類により定められており、「その他の工作物に関する工事(土木工事等)では請負金額500万円以上」であり、建築物では床面積等となっている。

2: 特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材である。

③ その他の環境保全計画等

イ. 鹿児島県

(イ) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県では、「鹿児島県環境基本条例」（平成11年鹿児島県条例第10号）において「基本理念」を表3.2-44に示すとおり定め、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、鹿児島県環境基本条例第11条の規定により、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「鹿児島県環境基本計画」（平成10年3月策定、平成23年3月改訂）を策定している。計画の基本目標と主な施策は、表3.2-45に示すとおりである。

表3.2-44 鹿児島県環境基本条例の基本理念

1	環境の保全及び形成は、県民の健康で文化的な生活の基盤である健やかでうるおいのある豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全及び形成は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
3	環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
4	環境の保全及び形成は、すべての者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

「鹿児島県環境基本条例」（平成11年鹿児島県条例第10号）より作成

表3.2-45 鹿児島県環境基本計画の基本目標と主な施策

計画の基本目標	施策の展開
地球を守る脱温暖化への貢献 (低炭素社会づくり)	温暖化防止に向けた気運の醸成
	温室効果ガス排出削減対策の推進
	省エネルギー対策の推進
	森林の整備・保全の推進
	国際協力等の推進
地球にやさしい循環型社会の形成 (循環型社会づくり)	廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進
	廃棄物の適正処理の推進
	海岸漂着物対策の推進
	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進
	フロン対策の推進
自然あふれる癒しのかごしまづくり (自然共生社会づくり)	自然環境の保全・活用
	県民参加の森林づくりの推進
	緑の空間の保全・整備
	水辺空間の保全・整備
	景観の形成
	大気環境の保全
	水・土壌環境の保全
	化学物質の環境安全管理
	騒音・振動，悪臭等の防止
原子力発電所周辺の安全確保と環境の保全	

「鹿児島県環境基本計画」（鹿児島県、平成23年）より作成

(ロ) 再生可能エネルギー導入ビジョン2018

鹿児島県では、平成30年3月に「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」を策定している。

再生可能エネルギーの促進に向けた基本理念及び基本方針を、表3.2-46に示すとおり定めており、2022年度の再生可能エネルギー導入量は、発電合計で391.7万kWと設定している。

表3.2-46 再生可能エネルギー導入促進に向けた基本理念及び基本方針

基本理念	「エネルギーパークかごしま」の実現
基本方針	①地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ②再生可能エネルギーの地産地消による雇用の創出、地域の活性化 ③県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進 ④再生可能エネルギー関連企業の育成等による地域振興の促進 ⑤再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上 ⑥再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制

「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」（鹿児島県、平成30年）より作成

ロ. 阿久根市

(イ) 阿久根市環境基本計画

阿久根市では、「阿久根市環境基本条例」（平成13年阿久根市条例第16号）において「基本理念」を表3.2-47に示すとおり定め、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、阿久根市環境基本条例第8条の規定により、環境の保全や回復を図り、環境への負荷の少ない社会づくりの指針とするために、「阿久根市環境基本計画（第2次改訂版）」（平成27年3月）を策定している。

環境の5つの基本的方向とそれに対する環境目標は、表3.2-48に示すとおりである。

表3.2-47 阿久根市環境基本条例の基本理念

1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。 2 環境の保全は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない資源の循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。 3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。 4 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

「阿久根市環境基本条例」（平成13年阿久根市条例第16号）より作成

表3.2-48 阿久根市環境基本条例の基本方針と展開する施策

基本的方向	環境目標
環境を大切におもいう意識を育てるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の充実 ・環境情報の提供 ・環境保全活動への参加の推進
やすらぎのある快適な生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理の推進 ・公共用水域の保全の推進 ・公害監視の充実及び調査結果の公表の推進 ・まちなみ・都市景観の創出
豊かな自然を守り育てるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全に向けた協力・支援 ・「阿久根市田園環境整備マスタープラン」に基づく農村づくり
自然や文化にふれあうことができるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・親水・親緑空間の創造 ・文化財継承の推進
地球環境の保全と循環型社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー導入の推進 ・「地球温暖化対策実行計画」の充実、有効活用 ・水の有効利用の促進 ・リサイクル啓発の推進 ・「もったいない」の再認識 ・「生ごみの堆肥化」の推進

「阿久根市環境基本条例」（平成13年阿久根市条例第16号）より作成

(ロ) 阿久根市再生可能エネルギービジョン

阿久根市では、平成29年3月に「阿久根市再生可能エネルギービジョン」を策定している。

ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマを表3.2-49に示すとおり設定し、2030年度の再生可能エネルギー自給率目標は50%に設定されている。

表3.2-49 ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマ

基本方針	取組テーマ
1. 経済的に自立可能な、事業性のある再生可能エネルギーの導入促進と徹底した省エネルギーの推進	<ol style="list-style-type: none"> ① 「再生可能エネルギーの先進地＝阿久根」を目指し、自然資源を最大限に活用した取組の促進 ② 再生可能エネルギーに関連する地域産業の振興や人材の育成とともに、地域の雇用創出に貢献する取組の促進 ③ 徹底した省エネルギーの推進
2. 地区単位で身近にある自然資本を活用した、小型・小規模の再生可能エネルギーの導入促進	<ol style="list-style-type: none"> ① 「分散型」再生可能エネルギーの特徴を生かした身近なところへの導入の促進 ② 非常時に応急・復旧作業の継続や避難生活支援が可能となるよう、防災拠点・避難施設となる公共施設、コミュニティ施設への設備導入の促進 ③ 本市内のエネルギー供給システムの構築
3. 市民一人ひとりが「自分ごと」として関わる再生可能エネルギー事業への参画	<ol style="list-style-type: none"> ① 市民、事業者の主体的な再生可能エネルギー設備の導入促進とともに、地域参画型の新たな仕組みによる再生可能エネルギーの普及 ② 再生可能エネルギーに関する意識啓発活動 ③ 子どもたちへの環境教育（阿久根大島の活用） ④ 市民・事業者の参画を促し「小さな行政」を推進

「阿久根市再生可能エネルギービジョン」（阿久根市、平成29年）より作成

ハ. 薩摩川内市

(イ) 薩摩川内市環境基本計画

薩摩川内市では、「薩摩川内市環境基本条例」（平成16年薩摩川内市条例第171号）において「基本理念」を表3.2-50に示すとおり定め、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、薩摩川内市環境基本条例第8条の規定により、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「薩摩川内市環境基本計画（第2期）」（平成19年策定、平成28年改訂）を策定している。

環境の5分野に対する基本方針とそれに対して展開する施策は、表3.2-51に示すとおりである。

表3.2-50 薩摩川内市環境基本条例の基本理念

1	環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2	環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。
3	地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

「薩摩川内市環境基本条例」（平成16年薩摩川内市条例第171号）より作成

表3.2-51 薩摩川内市環境基本計画の基本方針と展開する施策

環境の5分野	基本方針	展開する施策
環境保全活動等	みんなで考え、行動する快適なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育 ・環境学習の充実 ・環境保全活動の推進
生活環境	安全・安心な、快適に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・健全な水循環の確保 ・公害等の苦情への適正な対応 ・原子力発電所周辺環境の保全
自然環境	自然にふれあい、共に生きるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 ・貴重な生態系の保全 ・森林・農地の保全 ・風景・景観の保全
資源循環	資源を大切にすまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理、減量化と資源化 ・環境美化の推進 ・不法投棄対策の強化、漂着ごみ対策
地球環境	地球を大切にすまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止する意識の向上 ・省エネルギーの推進 ・次世代エネルギーの普及 ・移動手段の低炭素化 ・都市の低炭素化

「薩摩川内市環境基本計画（第2期）」（薩摩川内市、平成28年）より作成

(ロ) 薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン

薩摩川内市では、平成29年3月に「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」を策定している。

ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマを表3.2-52に示すとおり設定し、その具体的な取組内容も明確にしている。また、平成36年度の再生可能エネルギー導入量の目標は16.9万kWに設定されている。

表3.2-52 ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマ（薩摩川内市）

基本方針	取組テーマ
1 市民理解の向上	④市民にとっての分かりやすさを重視した普及啓発 ⑤快適で安全・安心な市民生活を支える次世代エネルギー技術の普及 ⑥「エネルギーのまち」のブランド化
2 全市レベルで取り組むエネルギー構造転換	④スマートハウスの普及促進 ⑤事業活動への次世代エネルギーの浸透 ⑥次世代エネルギー発電事業等への立地促進
3 持続可能な産業構造への転換	⑤既存のエネルギー関連産業に対する取組支援 ⑥エネルギー関連設備投資等に対する費用補助 ⑦次世代エネルギー産業創出に向けた基盤形成

注) 薩摩川内市では、太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーに加えて、甌島の海洋資源を有することから未利用の海洋エネルギーまで含めたものを「次世代エネルギー」と呼んでいる。「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」（薩摩川内市、平成29年）より作成

ニ. いちき串木野市

(イ) いちき串木野市環境基本計画

いちき串木野市では、「いちき串木野市環境基本条例」（平成19年いちき串木野市条例第11号）において「基本理念」を表3.2-53に示すとおり定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

また、いちき串木野市環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「いちき串木野市環境基本計画」（平成23年）を策定している。この中で、望ましい環境像を実現するため、表3.2-54に示すとおり、環境目標及びそれを達成するための基本施策を設定している。

表3.2-53 いちき串木野市環境基本条例の基本理念

1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

「いちき串木野市環境基本条例」（平成19年いちき串木野市条例第11号）より作成

表3.2-54 いちき串木野市環境基本計画における環境目標と基本施策

望ましい環境像	環境分野	環境目標	基本施策
みんなで はぐく む、水と 緑と共生 するま ち・いち き串木野	自然環境	豊かな自然環境の保全とふれあいの推進	①貴重な自然を守る ②里地・里山・里海を守り育てる
	生活環境・地球環境	環境負荷の少ない環境にやさしい暮らしの実践	①良好な生活基盤を確保する ②循環型社会を形成する ③低炭素型社会を形成する
	快適環境	自然環境資源、文化資源を活かした快適な生活空間の確保	①潤いのある町並みを創る ②伝統・歴史・文化を活かす
	環境保全体制	環境を守り活かす地域づくりの推進	①環境教育・学習に取り組む ②環境保全・創造活動に取り組む

「いちき串木野市環境基本計画」（いちき串木野市、平成23年）より作成

(ロ) いちき串木野市地域創生エネルギービジョン

いちき串木野市では、平成30年3月に「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」を策定している。

地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針を表3.2-55に示すとおり設定し、その具体的な取組内容を明確にするとともに、2027年度の再生可能エネルギー導入量の目標を7.7万kWに設定している。

表3.2-55 地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針

基本理念	市民、事業者等との協働により、エネルギーの地産地消を更に進め、地域の活性化（産業の振興、雇用の創出）及び防災力の向上を図り、「環境維新のまちづくり」を目指す。
基本方針	(1) 地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 (2) 環境保全につながる再生可能エネルギーの導入促進 (3) 再生可能エネルギーの地産地消による地域の活性化 (4) 公共施設等の防災力・防犯力の向上 (5) 再生可能エネルギー導入への理解促進、市民・事業者等との協働による取組みの推進

「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」（いちき串木野市、平成30年）より作成

ホ. 日置市

(イ) 日置市環境基本計画

日置市では、まちづくりの基本となる第2次日置市総合計画の基本理念に基づき将来都市像である「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を環境面から実現するために、「第2期日置市環境基本計画」(令和元年)を策定している。この中で、生活環境のほか、文化的遺産の保全を含む自然環境の確保に関する十年計画が策定されており、実現に向けて5つの環境分野ごとに目標(表3.2-56)を定め、様々な環境施策を積極的に推進することで、生活、社会、経済分野における効果を同時に実現する持続可能な都市を目指すこととしている。

表3.2-56 環境計画の目標

環境分野	環境目標
自然環境	「日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ」 ～自然環境の保全～「生物多様性地域戦略」
生活環境	「環境負荷の少ない暮らしを实践し、循環型社会を構築する」 ～生活環境の保全～
地球環境	「エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す」 ～地球環境の保全～
快適環境	「多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地よいまちを創る」 ～快適環境の創造～
環境保全体制	「環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする」 ～協働による環境保全の推進～

「日置市環境基本計画、令和元年度～令和10年度」(日置市HP、令和3年1月閲覧)より作成

(2) 自然関係法令等

① 自然関係法令等の指定状況の概要

事業実施想定区域及びその周辺における、自然関係法令等による指定等の状況の概要は、表3.2-57に示すとおりである。

表 3.2-57 自然関係法令等による指定等の状況の概要

地域その他の対象		指定状況		関係法令等		
		周辺地域	事業実施 想定区域			
自然保護	自然公園	国立公園	○	×	自然公園法	
		国定公園	○	×		
		県立自然公園	○	×		県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域	×	×		
		県自然環境保全地域	×	×		鹿児島県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約	
	緑地	緑地保全地域	×	×	都市緑地法	
		生産緑地地区	×	×	生産緑地法	
	動植物保護	生息地等保護区		×	×	絶滅のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区		○	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律
		特別保護地区		○	×	
休猟区		×	×			
特定猟具使用禁止区域		○	×			
指定猟法禁止区域		×	×			
国際的に重要な湿地 に係る登録簿に掲げ られる湿地		×	×	特に水鳥の生息地として国際的 に重要な湿地に関する条約		
文化財保護	文化遺産		×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約	
	特別史跡・ 特別名勝	国指定	×	×	文化財保護法	
		県指定	○	×		
	史跡・名勝	国指定	○	×	薩摩川内市文化財保護条例 いちき串木野市文化財保護条例 阿久根市文化財保護条例 日置市文化財保護条例	
		市指定	○	×		
		特別天然記念物	国指定	○		×
	天然記念物	国指定	○	×	鹿児島県文化財保護条例 薩摩川内市文化財保護条例 いちき串木野市文化財保護条例 阿久根市文化財保護条例 日置市文化財保護条例	
		県指定	○	×		
		市指定	○	×		
	埋蔵文化財包蔵地		○	×	文化財保護法	
景観保全	景観計画区域		○	×	景観法	
	景観地区		○	×		
	風致地区		×	×	都市計画法	
	重要伝統的建造物群保存地区		×	×	文化財保護法	
	重要文化的景観		×	×		
国土防災	保安林		○	×	森林法	
	海岸保全区域		○	×	海岸法	
	砂防指定地		○	×	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域		○	×	急傾斜地の崩壊による災害の防 止に関する法律	
	地すべり防止区域		○	×	地すべり等防止法	
	土砂災害警戒区域		○	×	土砂災害警戒区域等における土 砂災害防止対策の推進に関する 法律	
	土砂災害特別警戒区域		○	×		

② 自然保護関係

イ. 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺には、表3.2-58及び図3.2-21に示すとおり、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）及び「県立自然公園条例」（昭和33年鹿児島県条例第27号）に基づく自然公園の指定がある。

表3.2-58 事業実施想定区域及びその周辺の自然公園の指定状況

公園名	面積（ha）	指定年月日	含まれる市町村
雲仙天草国立公園	1,447	昭和31年7月20日	長島町
甕島国定公園	5,447	平成27年3月16日	薩摩川内市
川内川流域県立自然公園	6,571	昭和39年4月1日	出水市、伊佐市、薩摩川内市、さつま町
阿久根県立自然公園	755	昭和28年3月31日	阿久根市
吹上浜金峰山県立自然公園	3,736	昭和28年3月31日	南さつま市、日置市、いちき串木野市

「自然公園各種データ」（鹿児島県HP、令和3年1月閲覧）より作成

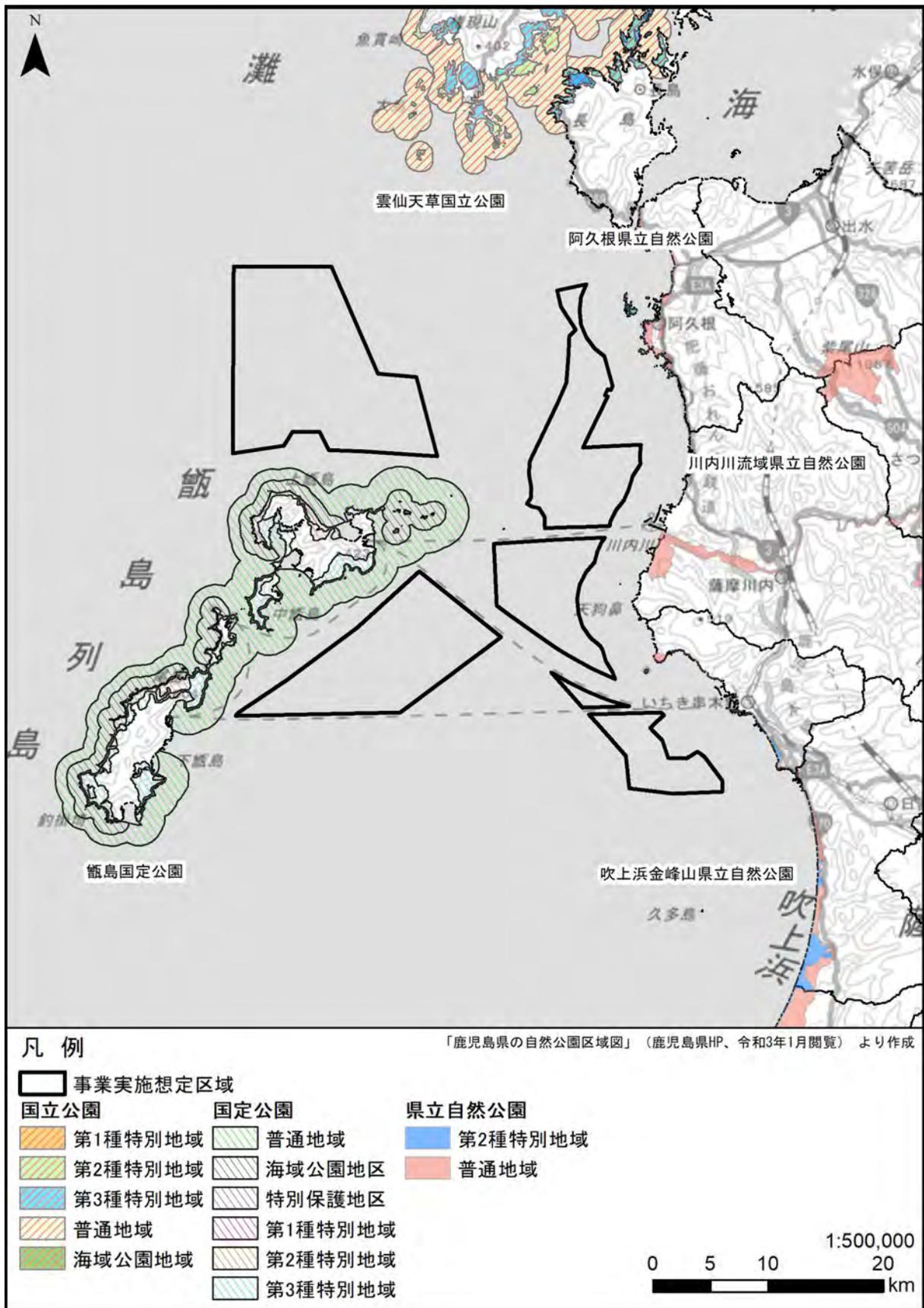


図3.2-21 自然公園の位置

ロ. 鳥獣保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺には、表3.2-59及び図3.2-22に示すとおり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の指定がある。

表3.2-59 事業実施想定区域周辺における鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の指定

区分	名称	面積 (ha)
鳥獣保護区	大島鳥獣保護区	47
	遠見番山鳥獣保護区	117
	観音ヶ池鳥獣保護区	319
	照島鳥獣保護区	346
	中郷池周辺鳥獣保護区	117
	戸柱大島鳥獣保護区	350
	吹上瀧鳥獣保護区	565
	牛深鳥獣保護区	1,690
	伊集院城山鳥獣保護区	42
	新田神社鳥獣保護区	30
	鹿島南鳥獣保護区	478
	高川鳥獣保護区	128
	亀丸城跡鳥獣保護区	56
	金峰山鳥獣保護区	163
	出水・高尾野鳥獣保護区	842
	出水小学校鳥獣保護区	42
	寺山鳥獣保護区	319
	丸山公園鳥獣保護区	55
	下甌東部鳥獣保護区	2,895
	長島鳥獣保護区	3,997
水俣鳥獣保護区	630	
福浜鳥獣保護区	150	
鹿島鳥獣保護区	390	
特定猟具 使用禁止区域	吹上浜特定猟具使用禁止区域	250
	寺山牧場特定猟具使用禁止区域	64
	藤川天神特定猟具使用禁止区域	48
	米ノ津川特定猟具使用禁止区域	164
	唐笠木特定猟具使用禁止区域	16
	高尾野中部特定猟具使用禁止区域	44
	高尾野川中部特定猟具使用禁止区域	189
	伊集院特定猟具使用禁止区域	131
	川内川流域特定猟具使用禁止区域	1,305
	舟見山牧場特定猟具使用禁止区域	146
	県民自然レクリエーション村特定猟具使用禁止区域	60
	江石特定猟具使用禁止区域	423
	下甌特定猟具使用禁止区域	1,118
	上知識特定猟具使用禁止区域	855
	小原山特定猟具使用禁止区域	278
	中之里・大野原特定猟具使用禁止区域	250
	永野特定猟具使用禁止区域	79
	美山特定猟具使用禁止区域	109
武本特定猟具使用禁止区域	379	

「令和2年度 鹿児島県鳥獣保護区等位置図」(鹿児島県HP、令和3年1月閲覧)より作成

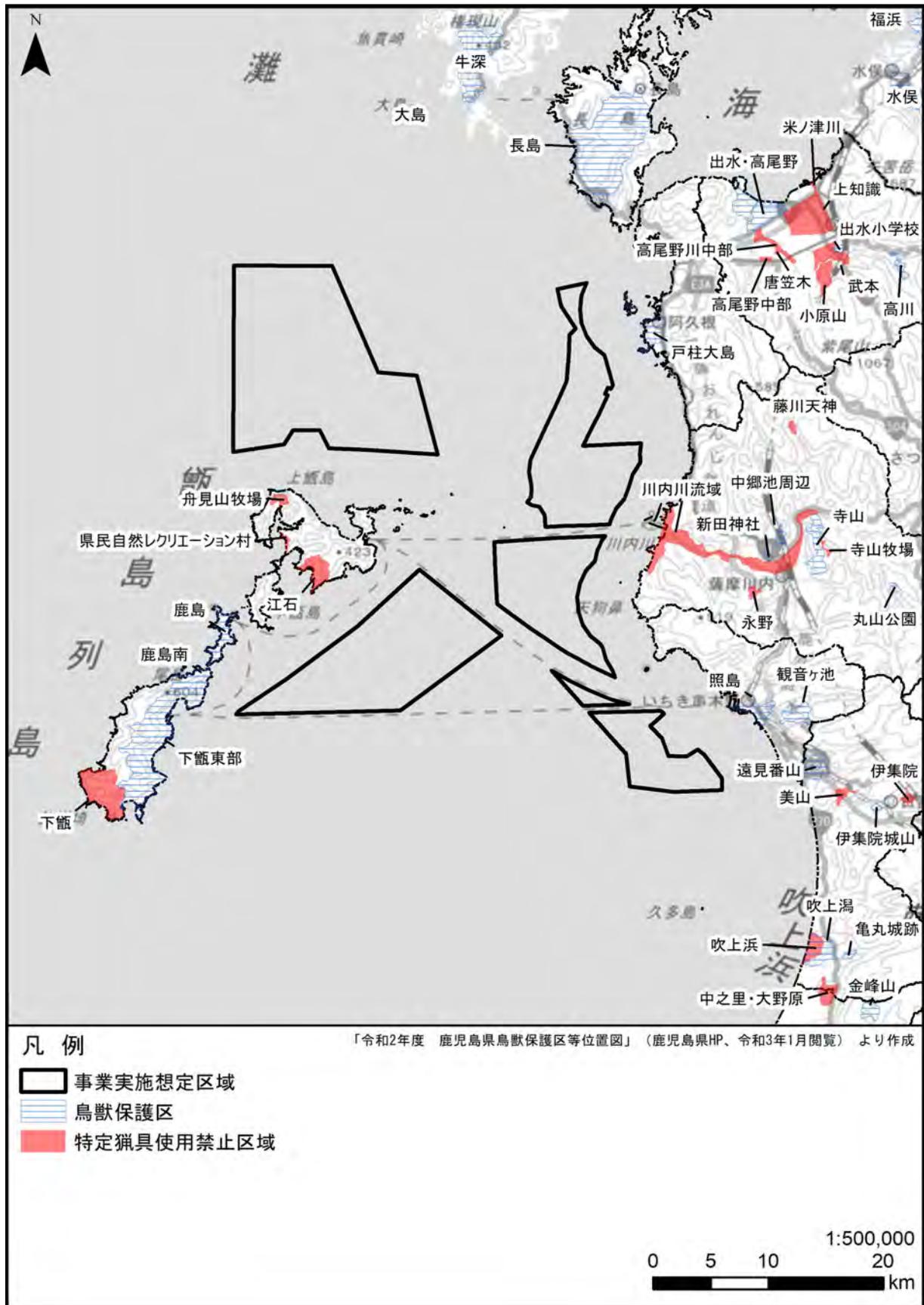


図3.2-22 鳥獣保護区の位置

③ 文化財保護関係

事業実施想定区域及びその周辺には、表3.2-60及び図3.2-23に示すとおり、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）、「鹿児島県文化財保護条例」（昭和30年鹿児島県条例第48号）、「阿久根市文化財保護条例」（昭和53年阿久根市条例第15号）、「薩摩川内市文化財保護条例」（平成16年薩摩川内市条例第112号）、「いちき串木野市文化財保護条例」（平成17年いちき串木野市条例第177号）及び「日置市文化財保護条例」（平成17年日置市条例第97号）に基づく文化財の指定がある。また、埋蔵文化財包蔵地は図3.2-24に示すとおりである。

表 3.2-60 文化財の指定状況

区分		阿久根市	薩摩川内市	いちき串木野市	日置市	計
史跡	国指定	0	1	0	0	1
	県指定	1	1	1	4	7
	市指定	4	25	21	35	85
天然記念物	国指定	0	0	0	0	3
	県指定	3	7	1	1	12
	市指定	1	7	4	1	13
名勝	県指定	1	0	0	0	1
合計		10	41	27	41	122

注) 天然記念物（国指定）は、地域を定めず薩摩鳥、地頭鳥、ヤマネが指定されている。
「統計いちき串木野－令和元年度版－」（いちき串木野市HP、令和元年）
「いちき串木野市文化財マップ」（いちき串木野市HP、令和3年1月閲覧）
「統計あくね」（阿久根市HP、令和3年1月閲覧）
「薩摩川内市の指定文化財等一覧」（薩摩川内市HP、令和3年1月閲覧）
「史跡マップ」（日置市HP、令和3年1月閲覧）より作成

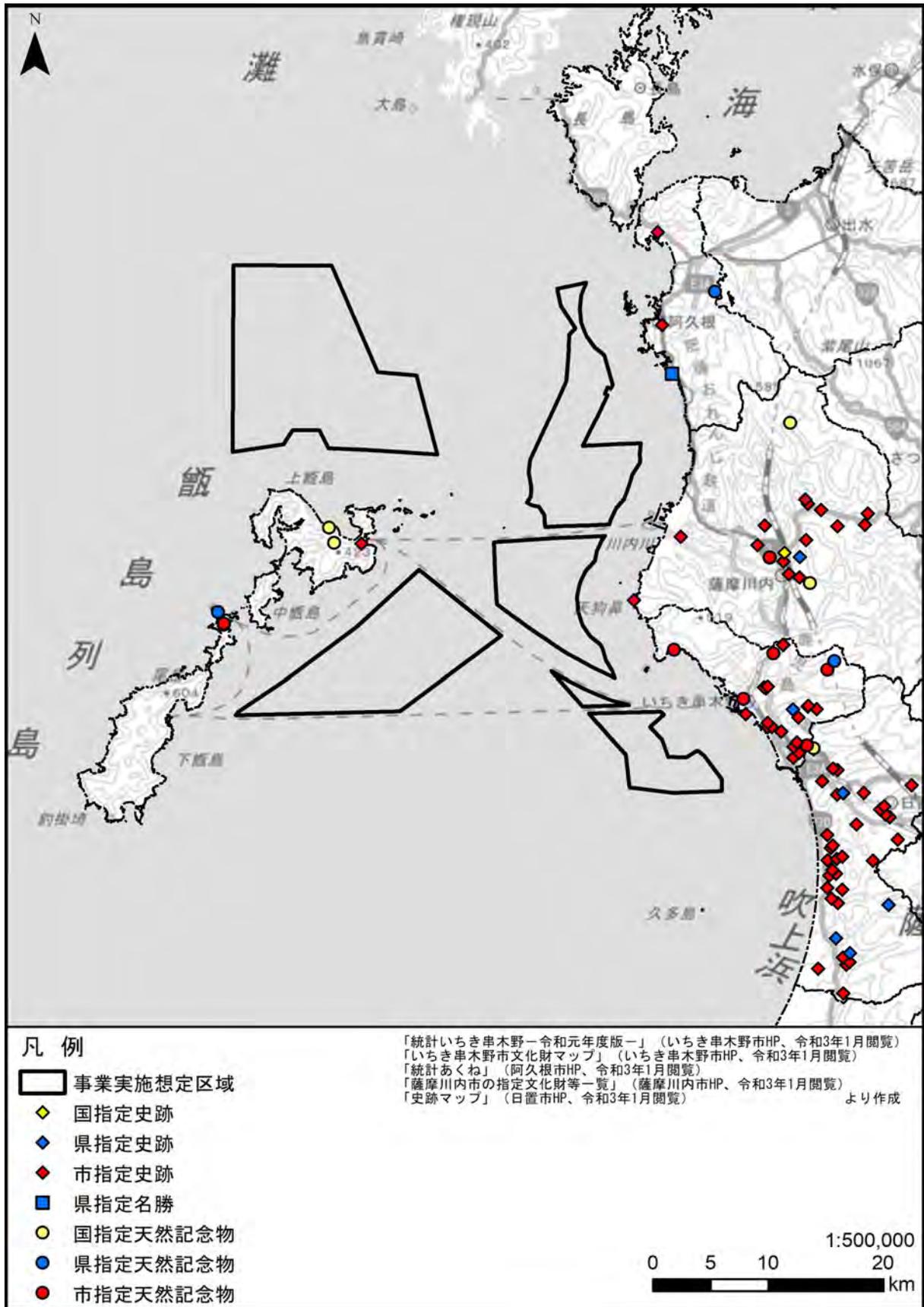


図3.2-23 史跡・名勝・天然記念物の位置

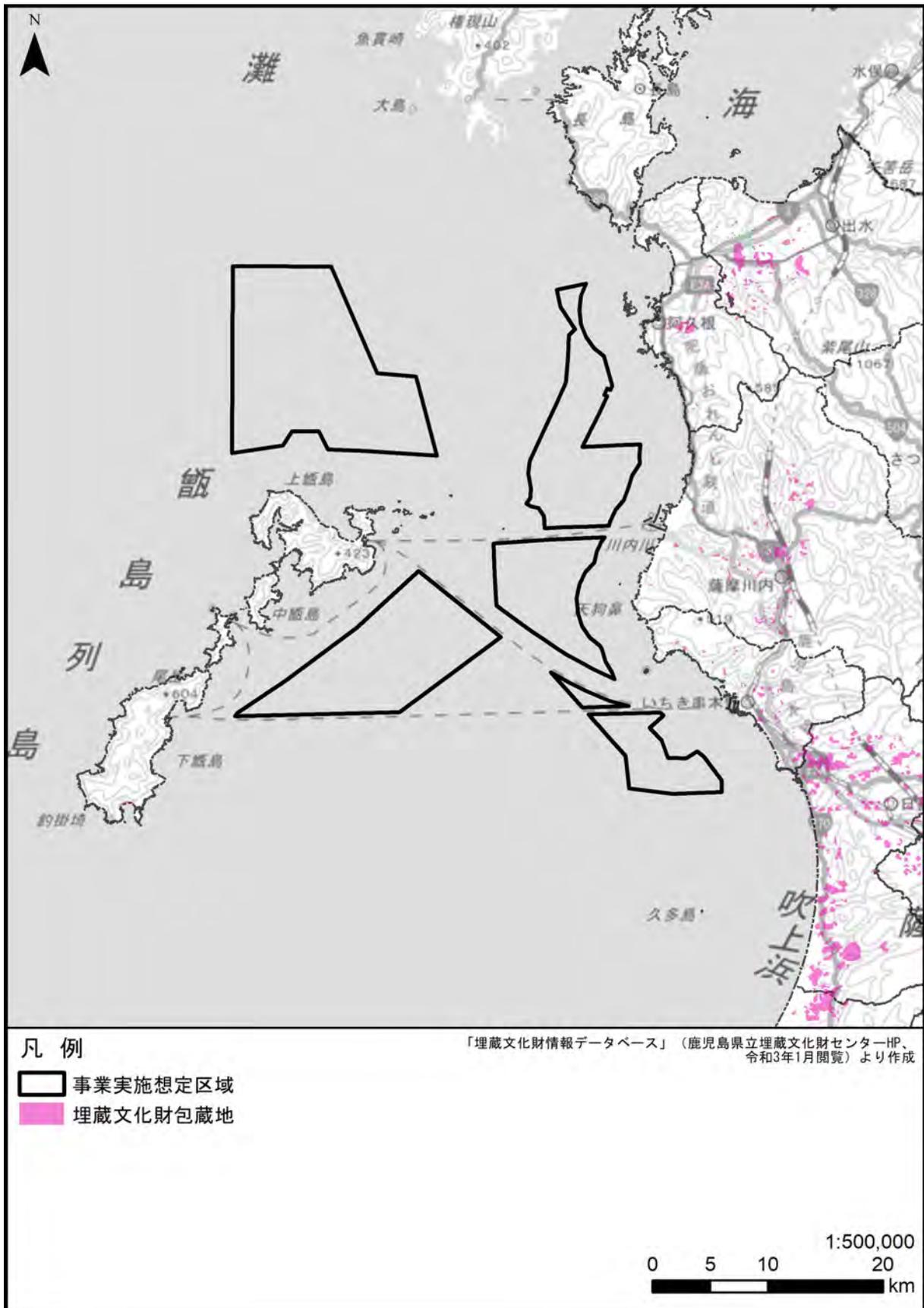


図3.2-24 埋蔵文化財包蔵地の位置

④ 景観保全関係

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市及び日置市は、「景観法」（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体に指定されており、薩摩川内市では、市全域が景観計画区域となっている。また、鹿児島県では、鹿児島県景観条例第6条第3項の規定より、市町村が景観計画の策定を行う際に参考となる指針として、「鹿児島県景観形成ガイドライン」（鹿児島県、平成20年）を策定している。景観条例、景観計画の策定状況は、表3.2-61に示すとおりである。

表3.2-61 景観条例、景観計画の策定状況

市名	景観行政団体指定	景観条例	景観計画策定
阿久根市	平成19年 4月 1日	—	—
薩摩川内市	平成19年 4月 1日	薩摩川内市景観条例 (平成20年9月26日薩摩川内市条例第42号)	薩摩川内市ふるさと景観計画 (平成27年3月改正)
いちき串木野市	平成27年 2月 1日	—	—
日置市	平成26年10月 1日	—	—

鹿児島県では、風力発電施設による景観への影響を配慮するため、出力規模の合計が1,000kW以上の風力発電施設を対象とした「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」（鹿児島県、平成22年）を策定しており、ガイドラインの概要は表3.2-62に示すとおりである。

表3.2-62 鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン

(抜粋)

施行：平成22年4月1日	
1. 適用の範囲	このガイドラインは、県内における風力発電施設の建設等に適用する。ただし、出力規模の合計（増設する場合は、増設後の一団の合計）が1,000kWに満たない風力発電施設の建設等については適用しない。
2. 事業者が遵守すべき基準	風力発電施設の建設等に当たって事業者が遵守すべき基準（以下「基準」という）は次のとおりとする。
(1)	風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮するものとする。
(2)	風力発電施設の建設等に当たっては、次の点について配慮するものとする。 ア 主要な眺望景観を阻害しないこと。 イ 地域固有の景観を阻害しないこと。 ウ その他、周囲の景観との調和を図ることとし、特に次の点に留意すること。 ・ 位置については、山の稜線を乱さないようにすること。 ・ 色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付けられている場合は、この限りでない。
(3)	風力発電施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点又は地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村（以下「関係市町村」という。）において、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとする。

⑤ 国土防災関係

事業実施想定区域周辺には、図3.2-25に示す「海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく海岸保全区域、図3.2-26に示す「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく保安林の指定がある。

また、図3.2-27に示す「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がある。

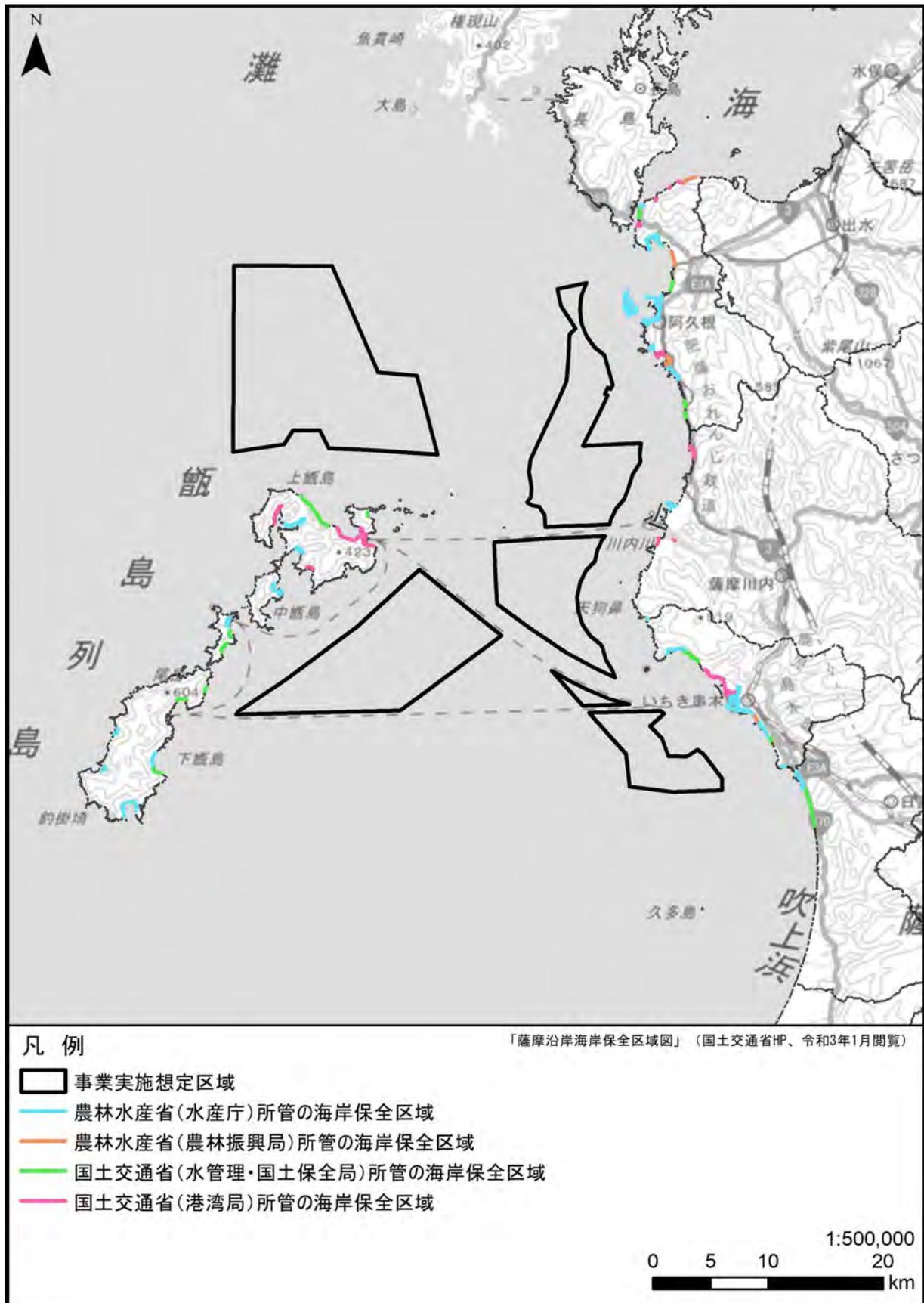


図3.2-25 海岸保全区域の指定状況

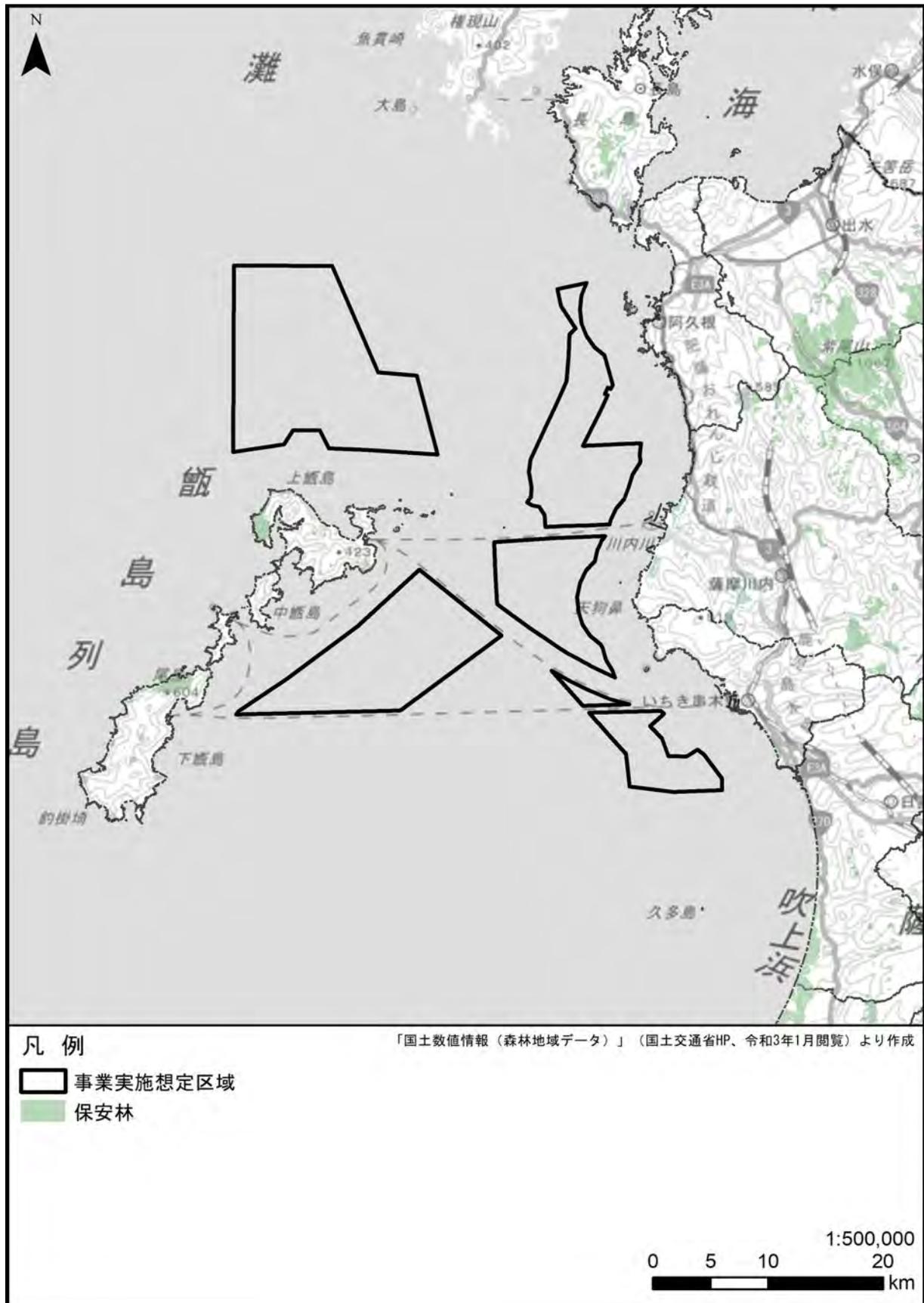


図3.2-26 保安林の指定状況

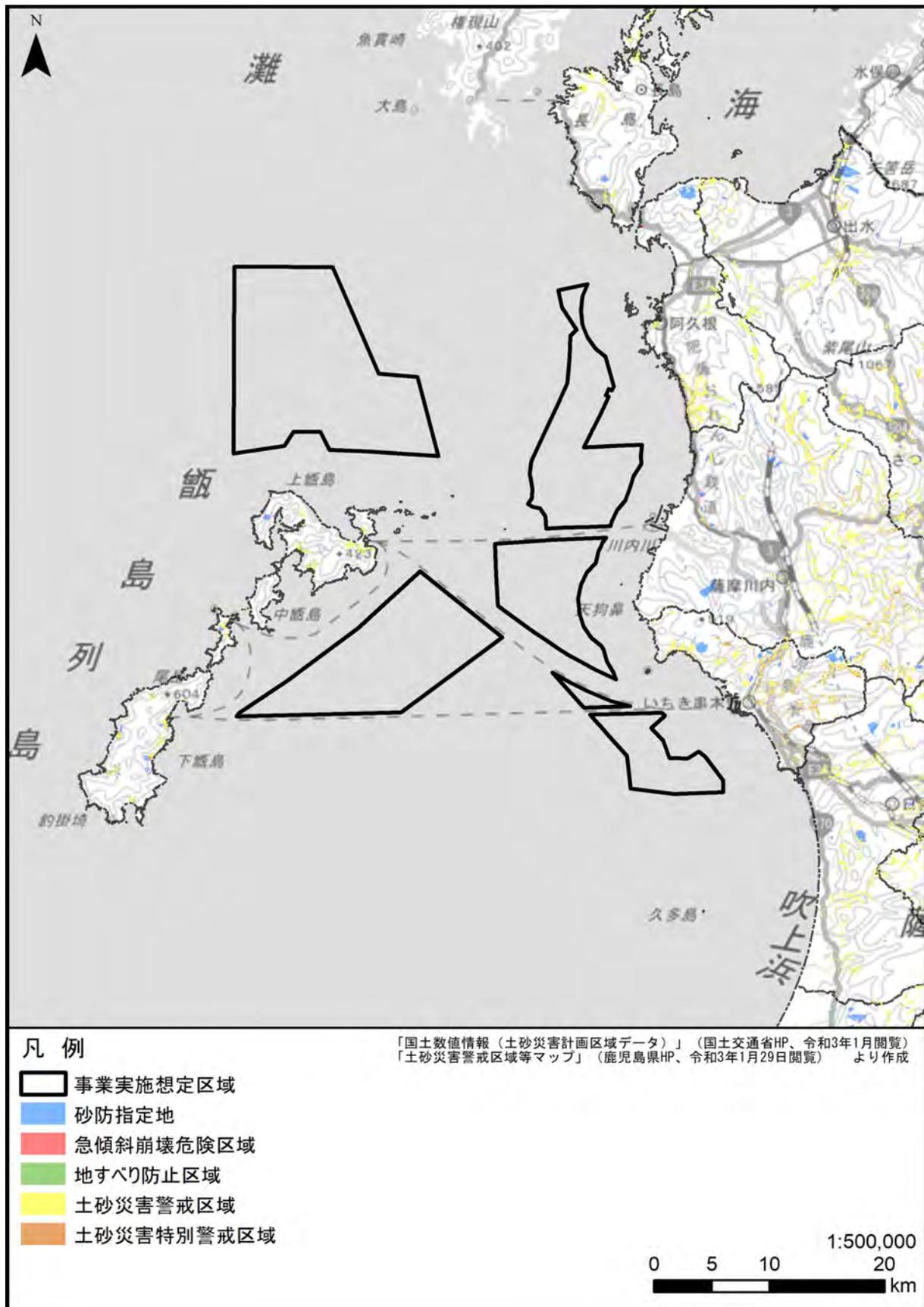


図3.2-27 国土防災に係る指定地等

(空白)